

平成20年度林野庁補助事業
違法伐採総合対策推進事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

「ロシアイルクーツク州における現地調査」
報 告 書

平成 21 年(2009年) 3 月

社団法人全国木材組合連合会
違法伐採総合対策推進協議会

はじめに

本報告書は、平成20年度違法伐採総合対策推進事業において、わが国への主要木材輸出国における合法性・持続可能性証明木材の供給事例を調査し、わが国の合法木材供給体制の整備に資することを目的として行われた調査の報告書であり、ロシアイルクーツク州を対象としている。

調査にあたっては、国際環境NGO FoE Japanが主体となり、関連資料・文献の調査および現地関係者からの聞き取りを行った。特に、合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行うと同時に、わが国のガイドラインの普及に努めた。また、今までの調査結果を取りまとめ、ロシアから木材を輸入している事業者、ロシア産木材を使っている需要者等を対象としたロシア材の合法性・持続可能性証明木材の調達のためのガイド資料を作成した。

本報告書が、わが国の当該地域との木材貿易における合法性・持続可能性証明木材の調達についての検討に当たっての参考資料になれば幸甚である。そして、わが国の違法伐採対策の推進に寄与し、さらには木材輸出国における合法木材の生産・供給体制の整備の一助となればこれに勝る喜びはない。

本報告書の作成過程で、北海道大学大学院農学研究院教授の柿澤宏昭様と日本木材輸入協会専務理事の大橋泰啓様にコメントをいただいた。ここに厚く御礼申し上げる。

最後に、本報告書の作成にあたってご協力いただいた各方面の皆様にあらためて感謝申し上げます次第である。

2009年3月

社団法人全国木材組合連合会
会 長 並 木 瑛 夫

目 次

はじめに

ロシアイルクーツク州における現地調査概要	1
1. 調査目的	3
2. 調査方法	3
3. 出張報告	3
3.1. 出張者	3
3.2. 出張スケジュール	3
3.3. 訪問先ヒアリングメモ	4
イルクーツク地域木材産業イノベーション・サービス・センター	4
東シベリア伐採業者輸出者協会	6
イルクーツク州森林局	8
バイカル環境ウェブ	9
連邦森林局の週間新聞（2008年11月17~23日）より	10
独立社会学研究センター	10
元東シベリア伐採業者・輸出者協会役員	11
森林認証（Forest Certification）社	12
サイベリアン・シルバー・パイン Siberian Silver Pine（SSP）社	14
バイカル（Baikal）社	15
カタ（KATA）社	17
エクスポートレス（ExportLes）社	20
ホルツエクスポート（Holtz-Export）社	22
レスプロムインベスト（Lesprom-Invest）&レスルストランス（ResrusLesTrans）社	23
シブエコロジー（Sib-ecology）社	24
イルクーツク州木材加工輸出者連合	25
ニューレンオイル（New-Len -Oil）社	27
イルクーツク州森林局	28
4. アンケート調査	29
4.1. 調査方法	29
4.2. アンケート内容	30
4.3. アンケート結果	34
4.4. アンケート総括	34
5. イルクーツク調査結果総括	37
5.1. イルクーツクの森林の状況	37

5.2. イルクーツク林産業の状況	38
5.3. 新森林法への移行プロセスの状況	38
5.4. 違法伐採の状況	39
5.5. 合法性証明、森林認証への取り組み状況	40
5.6. 日本の企業および関係者への提案	45
6. ガイドブック	48
6.1. ロシア材とは？	48
6.2. 現状編	50
6.3. 問題編	68
6.4. 対策編	72
6.5. 合法性・持続可能性証明木材供給企業リスト	74

添付資料1：アンケート（極東地域）

添付資料2：アンケート（シベリア地域）

※添付資料については、総括報告書のCD-ROM及び合法木材ナビホームページ（URLは <http://www.goho-wood.jp/>）に収録。

ロシアイルクーツク州における現地調査概要

(1) 調査内容

本調査では、ロシアイルクーツク州において、合法性・持続可能性証明の取り組み状況を把握するため、合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行うと同時に、我が国のガイドラインの普及に努める。また、過去の結果も統合して分析・整理し、ロシア材の合法性・持続可能性証明木材の調達のための国内川下事業者向けのガイド資料を作成することで我が国の合法木材の供給体制整備に資する。

(2) 調査結果概要

ア. 「林産業関係者ヒアリング」の概要は以下の通り。

- ① 州政府内の体制変換と取組み：州政府による木材取引所は、企業家により買収、貨車の不当な割当てなどにより、州政府の査察が入り2008年5月に廃止。同年11月、州知事が正式に任命され、上記取組みを主導していた副知事が退任、州政府の林業・水産資源省大臣も退任し、木材取引所に関わる取組みは白紙に。東シベリア伐採業者輸出者協会が再構築へ向けて動いている状況。
- ② 森林認証の拡大と業界団体離れ：2007年以降同州のFSC認証取得企業は、3社から11社、464万haへと飛躍的に増加。林産業者への業界団体の影響力が低下するなか、市場の変化への対応を図る各社の自己努力の結果としての森林認証取得が顕著である。
- ③ 中国系企業の進出：段階的な丸太関税引上げの影響で、大手中国系企業が州内で100%中国資本のシラカバ単板加工施設の建設途中。しかし、これ以外の投資案件は無し。他方、小規模な州内の伐採業者から違法木材調達を行っていた中国系のバイヤーは経済不況による需要減から調達を大幅に縮小している。
- ④ 買い手側からの要求：これまで欧州市場からのみであった認証材への要求が、中国などアジアの市場からの要求も増加。これに対し、日本の商社からの要求はまったく無い状況。

イ. 「林産業者アンケート」の概要は以下の通り。

- ① 認証木材供給の可能性：本調査で訪問したイルクーツク州のFSC取得業者（6社）の集計だけでも、年間122万5,000m³以上の認証材供給能力がある。認証林面積でみた場合、この6社の合計は、同州認証林全体の12.3%にしか及ばない。つまり同州だけでも、理論的には上記の数倍の認証材供給が可能な状態にある。
- ② 我が国グリーン購入法への対応：2006年の9月に州内の林産業関係者を集めて行われた同法の説明を聞き、FSC認証を取得したが、その後の日本側からの要求がないという意見が多い。価格にも反映されないので、今後継続も不明、という意見もある。2008年中期以降の経済危機のため、今後の新規認証取得を見送る業者もある。
- ③ 体制・市場の急変と森林資源の劣化：自社の森林管理、生産体制へ影響を与える要因として、「市場における景気の急変」、「国家政策、法律の急変」を挙げる業者が多い。また広葉樹資源の多い沿海地方では「森林資源の劣化」を挙げる業者が多い。

ウ. 「イルクーツク州調査結果総括」の概要は以下の通り。

- ① イルクーツク州の森林状況：年間許容伐採量5千270万m³（2002～2005）の約3割しか実質的に伐採されていないことから、開発可能性が主張されるが、伐採地の奥地化（100km以上）が進み、既存のインフラ（道路、鉄道）付近では、森林劣化および森林火災が顕著である。森林法移行期におけるガバナンスの悪さもこれに影響する。
- ② イルクーツク州の林産業状況：林産企業の買収等による経営の刷新が相次ぎ、欧州製の高度な製材・加工施設（集成材など）への設備投資を積極的に行う動きが加速化（2008年末時点）。合弁企業による製材工場も増加している反面、経済危機と中国からの需要の急速な減少により一時操業停止、従業員カットを行う業者も出てきた。特に小規模伐採業者は廃業に追い込まれる業者が相次いでいる状況。
- ③ 新森林法への移行プロセスの状況：新森林法の下、2009年1月1日付けで伐採証明書は伐採申請書制度へ完全に移行し、これまでの伐採リース契約もすべて再契約が必要になる。しかし現場レベルでは、新制度に関する業者内での理解が不足し、混乱している。また申請書は、年次手続きが基になっており、実際の伐採量ではなく、計画される伐採量のみが記されるため、それだけでは木材の合法性を証明し得ない。
- ④ イルクーツク州の合法性証明、森林認証の取組み状況：州政府および業界団体による合法性証明の取組みが機能していない現在、個々の企業の森林管理能力を評価するべきである。現在増加中であるFSC認証取得業者などの経営の質が高い企業は、木材の出所を証明する書類管理もされており、自社伐採地から輸出までのサプライチェーンが明確。関税局のバーコードシステムの利用も木材の出所情報のある程度保証するであろう。
- ⑤ 日本の企業および関係者への提案：我が国の政府機関および全国木材組合連合会などの業界団体による合法木材調達のフォローアップが必須な状況。現在は殆どない個々の日本企業から現地業者への合法材への要求を強化する必要がある。また、現地業界団体である林産業者連合と州政府が実施する森林利用フォーラムへの日本側からの参加と、現地業界団体、州林産業当局などの日本への招致が重要。

エ. 「ガイドブック」の概要は以下の通り。

- ① ガイドブックは、過去の調査結果を整理し、国内川下事業者の合法性・持続可能性証明木材調達に資するものである。
- ② 構成は、現状編、問題編、対策編から成り、ロシアの現状を踏まえた上での合法性・持続可能性木材の調達に役立つ現地企業リストを付属する。
- ③ 対策編：政府および業界団体レベルでの取組みがない現在、森林認証が合法性・持続可能性木材調達のための最も有効なツールである。また森林認証取得業者は、経営管理レベルが高く、伐採地情報から輸出までの証明書類の管理がされており、一部の業者は税関のバーコードシステムも利用しているため、サプライチェーンの遡及が可能である。これに、未開拓林の保全と先住民族居住地への配慮が加わることで、合法性・持続可能性木材調達がより確実になると考えられる。

以上

1. 調査目的

ロシアイルクーツク州において、合法性・持続可能性証明の取り組み状況を把握するため、合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行うと同時に、我が国のガイドラインの普及に努める。また、過去の結果も統合して分析・整理し、ロシア材の合法性・持続可能性証明木材の調達のための国内川下事業者向けのガイド資料を作成することで我が国の合法木材の供給体制整備に資する。

2. 調査方法

- ア. イルクーツク州内において、森林認証制度や合法性証明システムを利用する現地業者の実態について調査・アンケートを行う。
- イ. 過去2年間のロシアに関する調査結果を分析・整理し、ロシア材の木材製品を輸入する際の留意点を抽出する。
- ウ. 上記の情報を総合し、ロシア材の合法性・持続可能性木材調達に際し利用可能なガイド資料を作成する。

3. 出張報告

3.1. 出張者

- ・ 中澤 健一 (FoE Japan)
- ・ 佐々木 勝教 (FoE Japan)

3.2. 出張スケジュール

出張期間2008年11月30日～2008年12月12日

日付	曜日	移動	内容
11/30	日	新潟→ウラジオストク	移動日
12/01	月	ウラジオストク →イルクーツク	極東部門担当のBROCを訪問 極東企業アンケートについて打合せ
12/02	火	イルクーツク市内	イノベーティブ・サービス・センター訪問 東シベリア伐採業者輸出者協会訪問 イルクーツク州森林局訪問
12/03	水	イルクーツク→ブラーツク	バイカル環境ウェブ訪問 独立社会学研究センター訪問
12/04	木	ブラーツク市内	SSPM(Siberian Silver Pine Management)社訪問
12/05	金	ブラーツク市内および郊外	Baikal社訪問 (* 自社伐採リース地、積込地見学)
12/06	土	ブラーツク市内	森林認証社 Trushevsky氏と会合
12/07	日	ブラーツク →ウスチイリムスク	夜間に鉄道にて移動

12/08	月	ウスチイリムスク →ブラーツク	KATA社訪問 (* 木材積込地、製材施設を見学)
12/09	火	ブラーツク市内	Exportwood社訪問 (製材施設を見学) Holtz-Export社訪問 Sib-ecology社訪問
12/10	水	ブラーツク→イルクーツク	Lesprom-Invest社訪問 ResursLesTrans社訪問 Delta-Plus社訪問
12/11	木	イルクーツク市内	東シベリア林産業者・輸出者連合訪問 ニューレンオイル社訪問 イルクーツク州森林局局長代理訪問
12/12	金	イルクーツク →ウラジオストク ウラジオストク→富山	終日移動

3.3. 訪問先ヒアリングメモ

イルクーツク地域木材産業イノベーション・サービス・センター

訪問日：2008年12月2日、3日

応対者：コロリョフ・パベル・ウラジミロヴィチ氏 (代表) 所属：イノベーション・サービス・センター代表、イルクーツク工科大学教授、イルクーツク林産業者・輸出者連合メンバー。上記センターは、2006年に州政府水産資源・林業局と上記連合の支援の下発足。

法的なコンサルティングを行う他、SGS社のVLTPシステムの普及にも携わる。2007年3月には、WWFロシアや東シベリア林産業者・輸出者連合と合同で州内において、「シベリア地域におけるボランティア森林認証の発展と保護価値の高い森林の保護」と銘打ったセミナーを開催し、その後も2007年10月には、「シベリア地域における木材の出所の合法性確保」というセミナーを行っており、州内の林産業におけるボランティア森林認証の推進に従事している。同センターはイルクーツク州だけではなく、ニューヨークとイスラエルにも支部を持ち、業務としては技術コンサルティング・マネジメントを行う。マネジメントに際した管理の重要性を主張し、具体的には以下の業務を行う。

1. プロジェクト管理のための共同規準策定と導入
2. プロジェクト管理
3. 技術管理指導
4. イノベーション業務の組織
5. マーケティング調査の実施
6. ビジネス上の様々な問題へのコンサルティング



- ・ 昨年（2007年）イルクーツク州が木材ターミナルを作った目的は表向きは木材加工業の推進（木材の発送ポイントを限定し加工材のみを発送させる）と違法材流入防止、中国への龐大な丸太流出の防止だったが、実際には副知事のドルゴフ氏が州内の大企業であるイリム・パルプ社の利益を確保しようとして行ったものと見られている。発送ポイントを限定して加工材しか出せないと、余剰な原木（小規模業者の木材）が出てくるが、これをイリム・パルプ社の原料調達に充てるためであったということ。
- ・ ターミナルのあとに、木材取引所（木材取引所）ができたが、当初から州内の業者に利用されておらず、その後コメルサントにより買収（実質的に乗っ取り）された。木材取引所の参加企業には優先的に貨車を割り当てるなどの条件を設けていたが、今年の5月に州政府の査察が入り、適切な操業がなされていないと判断され解体された。
- ・ 木材取引所が廃止された現在、鉄道貨車の不足、不適切な割当てなどは解消され、貨車は増えており、木材も余剰ぎみの状況である。その影響もあり、中国側の業者はロシア材を買い叩く傾向にある。中国が買い手市場。最近も中国からの木材買い付けが一時ストップしていた。ロシアに材があまっていることはわかっていたので、中国側が買い控えていたもの。
- ・ **FSC**に対する不信も出てきている。認証機関のユーロパートナー社が500~600万円も取っていないながら、実質的に何もしていないという審査のあり方への疑問が広がっている。（筆者注：ユーロパートナーは今年の夏に倒産したため、認証審査費用を払ったまま中断となってしまった顧客が複数ある状況。しかし、森林認証**LLC**社が認証機関の承認を得る手続きをしており、認証機関に登録されれば、追加費用なくユー

ロ社の顧客に認証審査を実施すると述べている。)

- 中小の木材企業は、いまの経済危機で認証などという余裕はまったくないし、まったく頼りにされていない。林産業労働者の50%がカットされている状況で、木材もだぶついている。大手の業者でさえ認証は要らないと言っているのに、地元の中小的会社にとっては認証などというのはありえない話。
- SGSのVLTPは、アンドレイ・ザハレンコフ氏がリードしている。サービスセンターは、ハバロフスクのSGSロシア（代表：アンドレイ・ザハレンコフ）と協力関係にあり、イルクーツク州内でVLTP認証取得に関心がある業者を探し、仲介している。州内におけるVLTP認証は現状では、将来的なFSC認証取得を目指したものではなく、会社イメージ向上のために取得されている状況。会社を売りたいときにVLTP認証を取っていれば会社が高く売れる。ビジネスで大事なことはお金であるが、つまりは会社を売るか製品を売るときにいかに高く売るかということ。現状では、VLTP認証を取るのには、製品を高く売るためというより会社のイメージを高めるため。いろんな会社がいるなかで、企業イメージを高めるためのツール。

東シベリア伐採業者輸出者協会

訪問日：2008年12月2日

対応者：

- カリニチェンコ氏
- ヴァプキン氏（有限会社ソヴェレン・インターナショナル※）
- フォードル氏

※ヴァプキン氏は、林業・不動産・権利のコンサル。もと森林局の植林担当。新森林法典の他の分野との関係性についてレクチャーを行ったりしている。



新しい木材取引所について

- ・ 11月19日の設立を目指していたが、新しい知事の任命に伴う州政府内人事の改変により、足止めされている状態。本年中（12月）までの設立を予定しており、国家機関としての承認・創設を目指している。現在はイルクーツク州・自然利用省（林業省の上）の大臣のシェイベ氏と協議中。
- ・ 木材取引所にはボランティア森林認証のようなものを組み込むことも予定されている（ヴァプキン氏の発言）
- ・ 木材取引所は1. 関税局、2. 鉄道局、3. 税務局との協働が不可欠であり、イルクーツク州政府に国家機関として認定されることで、メンバー企業（プロックル：取引所の参加者）を決め、かつ相場額を設定（ロシア連邦財務相との合意が必要）することで機能し始める。
- ・ 前の木材取引所は州政府の公認をうけていなかった。州政府から一時サポートを得ていたこともあるが、昨年知事が変わったときからサポートは無くなった。人選も良くなかった。
- ・ 州内の木材の7割は税をきちんと払わずに中国へ流れている。新しい木材取引所のアイデアは、州内の違法流通対策として発展させてきた。新しい法律に基づいて制度を作れば、日本が求めるようなシステムができる。
- ・ 現在イルクーツク州でFSC取得企業にアンケートを行っても、経済危機や丸太関税のために状況の変化が激しいため、情報のアップデートのためにはアンケートよりも、（新木材取引所等との）密な情報交換が不可欠になるであろう。
- ・ 新木材取引所は、自主的森林認証を具体化していくためにも、潜在的な購入者との直接的なコンタクトが必要だ。（日本に来日してフォーラムなどを通して説明することに同意）
- ・ 州内の大手製紙会社イリム・パルプ社は51%の株式を米インターナショナルペーパーに売却されている。
- ・ ブラックな力が大きいこともわかっている。新しい制度を作るのは大変なチャレンジ。今まで失敗もあったが（旧木材取引所）、それでもそうした流れを変えなければいけないと思っている。

紹介してくれたキーパーソン

- ・ ドミトリーシェイベ氏 イルクーツク州自然利用省大臣
- ・ ウラジミール・クジマ氏 イルクーツク州森林局局长

イルクーツク州森林局

訪問日：2008年12月2日

応対者：森林局局长



- ・ 当方より、日本の木材市場の動向、グリーン購入法の現状、昨年のイルクーツク市における合法木材普及を目的としたセミナー（日本からは、全国木材組合連合会の代表が合法木材に関する説明を行った）を開催したこと、本年度はこれまでの調査結果を総合した日本の木材購入業者向けのガイドブックを作成し、合法木材を供給し得るロシア業者を紹介することについて説明。
- ・ 以降は、先方からの質問で進行。主な質問は、日本が今後、イルクーツクからアカマツ未加工材を調達し続ける可能性の有無。ロシア材からカナダ材などへシフトする可能性。イルクーツクからの製材品を日本が購入し続ける可能性の有無。
- ・ 森林局側から関心のあった、日本の木材市場の運営方法、木材組合、全木連、林野庁のそれぞれの役割について解説。伐採から販売までの管理方法、税金納入のしくみ、違法材混入防止法などが関心の焦点。
- ・ 全木連の国際フォーラムでは、州レベルではあっても、木材取引所のような合法性証明の取組みがあれば紹介することが可能であり、これにより取組みの有効性を周知することができるかと伝える。
- ・ 同州としては、かつて日本から同州の木材加工業発展への投資があったように、今後も同様な投資があることを期待している。
- ・ 新森林法典に基づく伐採申請システム、2009年1月から森林局が業務を担うことになる。州内に495人の審査官を配置して伐採を確認する。

バイカル環境ウェブ

訪問日：2008年12月3日

応対者：ビクトル・クズネツォフ氏、ジェニー・スットン氏

(狩猟管理官。生息頭数、捕獲可能頭数を割り出して、先住民へ捕獲割り当てを与えて管理している人。)

- ・ バイカル湖の北西岸、イルクーツク市の北東部にある、先住少数民族（エベンキ人）居住地域キレンガ・トゥトゥーラの2村（670,667ヘクタール）を伝統的自然利用テリトリー（TTP）の州レベルで指定されることを目指している。現在、イルクーツク州住民社会保護局、自然保護局へ保護区申請を行っているが、州内の保護区に関する発展計画が出来てからでないと個別の申請を受けつけないと言われている。
- ・ この地域の外側は、ほぼ伐採リースが割り当てられ伐採対象となって伐られてしまったが、この地域には未だ道路が通じていないため、違法伐採も行われておらず、原生林が残されている。南部と北部の境界からそれぞれ数キロ先のところまでは、幹線道路が来ているが、そこからこの森林へアクセスするためには、馬あるいは軍用のタンクしかない。この森林地帯の内部には、地域の人が使う道路はある（林道のようなダート）。
- ・ 居住住民の一人ひとりの詳細なデータ（家族構成や必要な食料など）とともに、GISを活用した詳細な植生マップも作成している。居住者は、殆どがエベンキ人であり、現在も狩猟、漁獲により生計を立てている。トナカイの放牧は衰退している。
- ・ この先住民居住地区の持続可能な発展および原生的自然環境を保全するためのプロジェクトを実施するためEUへ助成金の申請を計画中。先住民の伝統的な生活・文化を継承、自然環境の保全、地域資源を生かした技術習得・雇用創出のためのトレーニングセンターの設置を目指している。このトレーニングセンターでは、シベリア・極東の他の先住民村落からも人を招いて研修を計画、各地でのTTP登録のための必要な調査・手続きの研修も行う。センターでは、ビクトル氏、農業アカデミー、同地域の上部にある集落の学校教師が教鞭を取る予定。
- ・ このプロジェクト計画では、コミュニティベースの持続的森林利用・木材利用も目指している。日本からの投資・需要先はないか？テリトリー外北側にある未開拓林から択伐、衛生伐による木材。持続的な自然利用を目指しており、エベンキの人たちに技術を習得してもらうことによって行おうとしている。主な樹種はシベリアマツ（五葉松、Сосна Сибирская）、次いでカラマツ。シベリアマツは窓枠、家具、彫刻、鉛筆等に使用されてきた。水分吸収性、放出性に優れており、曲げがきく。同地における衛生伐採と合わせ、同地の北部に位置する地域における択伐を有効に行うことで、十分な木材を確保できると推測。
- ・ 動物相は、オオカミ、ヒグマなどを生態系の頂点とし、ヘラジカからミンクなどの小動物まで多種に及ぶ。同地は、先住民の狩猟地として現在は、狩猟許可を得ており、狩猟管理官であるクズネツォフ氏により組織された先住民族組合が管理を行っている。
- ・ 薬草資源も豊富、ツーリズム資源も豊富。ツーリズムに関しては、昨年調査を行い、アメリカの協力団体に資料を送ったところだ。来年にはツアーが成立するかもしれ

ない。

- ・ 林業に関しては、詳細なFS（実行可能性調査）は行っていないが、資源と利用を考
えるときには法的基盤が重要になってくるので、木材利用に際しても法的基盤が確
保されえるという見通しが立たない限りプロジェクトが始められない状況。

連邦森林局の週間新聞（2008年11月17～23日）より

- ・ 2006年の違法伐採の割合は34%、損失額は150億ルー
ブル（約600億円）に上る。農業省で違法伐採対策
の会議を最近開催した。
- ・ 新しい森林法のもとに、伐採された地点からの国家
による管理・検査が必要と述べている。違法材を所
持していたら1000～2000ルーブルの罰金を科すこ
とを検討中。
- ・ 衛星モニタリング※については、2008年は1億5000
万ヘクタールに拡大されている。（※筆者注：連邦
政府による衛星モニタリングは二段階でやっており、
全体のモニタリングと、林業が盛んな州・地域の詳
細なモニタリングがある。違反が見つかったら伐採
業者に直接掛け合う。業者は払う義務が無いといわ
れているが、業者自身知らないでやっていることも
ある。大抵は罰金を払って解決している。）



独立社会学研究センター

訪問日：2008年12月3日

応対者：ナタリア・チェレムヌイフ

- ・ 2005年にチュナで行った伐採村における林業の汚職実態の調査についてフォローアッ
プが必要と考えている。NGOへの海外からの助成金が厳しく制限されるようになった
ことがある。現在は、ほとんどが教育関係の活動のみとなっている。
- ・ 中国が企業買収して加工・輸出の動きもあったが、経済危機の影響でこのところは
需要が減っている。木材ばかりでなく金属などの資源も同様。
- ・ 外国企業の撤退もあいついでいる。新たに投資するところは少ないだろう。
- ・ FSCが過去1～2年で広がったのは、欧州と中国からの影響ではないか。

元東シベリア伐採業者・輸出者協会役員

応対者：バカエフ・ワシリー・グリゴリエヴィチ

所属：元東シベリア伐採業者・輸出者協会役員、FSC森林認証機関Hepconの審査員。

新・木材取引所（木材取引所）構想について

- ・ 2008年5月に解体された旧木材取引所に代わり、現在上記協会が構想している新木材取引所だが、現在の経済危機の状況においては、設立と安定的な運営は不可能に近い。木材取引所が存続するためには、経済的に安定した状況が不可欠。州政府により国家機関として認可される場合を除き、木材取引所が機能することはないであろう。

州内の中小林産業者について

- ・ 現在、州内の中小林産業者が森林認証を取得している例はほぼない。また、目下の経済的状況もあり、認証取得を目指す者も少ない。上記協会や連合も森林認証取得を支援する方策を取っていない。しかし、イルクーツク市内で操業するNLO社は、FSC森林認証取得へ向けて準備中である。

ウスチ・イリムスクの大手業者と認証について

- ・ KATA社はFSC認証取得の準備をしていたが、うまくいかなかった。PIK89社は、優れた企業だが認証を持っていないと理解。イギルマ大陸も認証を取得しようとしていたが、経営者の交代により認証取得はしていないはず。丸太としての輸出が減少することもあり、イルクーツク州内ではコントロールウッドの認証を取得する例はない。

伐採リースの管理

- ・ 現在、州内の伐採リースの管理は、イルクーツク州森林局が行っており、新森林法典の下でのリースの切り替え作業中である。合法木材の供給が可能な業者を知るには、この新規伐採リース者リストに基づき、自らのリースを有する業者を中心に行うべきである。ウスチ・イリムスクであれば、KATA社、LPK社、PIK89社他、約2社くらいを対象に状況を調べるべきである。

新レスホーズ（国営伐採企業）の加工業務と認証について

- ・ レスホーズが保護区の衛生伐で伐採された木材を加工して販売できるようになる。イルクーツク州全体で月間13,000m³にもなる。
- ・ これに対してNepconがFSC認証を取らせようとして働きかけている。

森林認証 (Forest Certification) 社

訪問日：2008年12月4日、5日、6日

応対者：パベル・トゥルシェフスキー氏 (代表取締役)
(ロシアのFTNのメンバー)



所属：Forest Certification社 (FSC認証機関としてクレジット申請中)。以前は、シベリア・コンサルト社の代表。こちらは現在も存続しているが、純粋なコンサルタント会社→FSC認証取得のための調査報告書作成、法的、環境的なコンサルティングを行う。

経歴：ブラーツク工科大学において、木材加工技師・工学者の学位を取得。この他にも専門交流分野通訳者の学位を持つ。その後、イリムパルプ社に勤務、経営統合システム部にて勤務。

同社近況：Forest Certification社は、2008年7、8月に倒産したFSC認証機関であるユーロパートナーの顧客を引き継ぐことで、FSCインターナショナルと合意しており、同社がやり残した監査を最初に限り無料で実施することを決めている。

ユーロパートナー社には、優秀な監査員がいたが、代表が金銭的な利益に執心し、同社を去ったことが倒産の原因。FC社には、現在6人の監査員がいるが、2009年度中に9人にまで増員予定。ユーロパートナー社の優秀な監査員を雇用することも考えている。

その他の近況：

- ・ 連合について：現在、州内の大手林産企業の信用に足る活動はできていない。決定権もなく、個別の業者への配慮も欠けているため、業者の連合離れが進んでいる。
- ・ 有望な業者：ニュー・レン・オイル社がFSC認証取得準備中。アンガルスプレスはドイツの加工機材を導入し、DSP (パーティクルボード) の生産に着手。
- ・ ターミナル→木材取引所について：2006年には、このシステムにFSC認証も導入する案あり。ユーロパートナーが関与。ドルゴフ氏も支持。G法の影響であったが、

実現しなかった。

- 吉信社※¹の進出について：同社ほか中国企業のネイチャー社、フクシアンク社（独自でシラカバのベニヤ工場を計画中。後に合板へ以降の意志あり。）と合弁で、トゥルン（Тулуң、イルクーツクの中西部、イルクーツクとタイシェットの中間のシベリア鉄道沿い）にシラカバ単板工場を建設中（100%中国系（吉信）資金）。先月同社社長がイルクーツクに来てトゥルシェフスキー氏が案内をした。リースも取得する予定。トゥルン周辺の良質のバーチの資源があるところを案内した。リースを取得したらFSCも取得する予定。中国のFTNマネージャーのジン氏も来た。
- 吉信はすでに、トゥルンに製材工場を持っており（製材品や床板の製造）、他にもクイトゥン（Куйтун）とザラリ（Залари）にある。現在FSCのCoCをとろうとしているが、集材は周辺の小規模な業者からが殆どで、合法性の問題が出てきており認証取得が滞っている。FSCを取得することでGFTNチャイナのメンバーとなることを考えている。
- シブ・エコロジー（Sib-Ecology）社について：イルクーツク州でも製材の質においてベスト企業のひとつ。かつては日本へも輸出していたが、2007年の建築基準法の問題以後、ストップ。現在も、日本市場への出口を探している。この夏に資金繰りの問題あったが今は持ち直した。FSC認証は持っていない。
- 丸太を積んだ鉄道が少なかったと言ったら、このところ天候が悪くて伐採が滞っていることと、中国の需要が減って丸太価格が低いことが理由とのこと。
- イリム・グループ（本社サントペテルブルク）、ブラーツクにパルプ工場がある。中国にも輸出始めたが経済危機の煽りで低迷している。
- ロシアFTNが日本からのこのような調査を喜んでいる。日本がロシアの認証材によりやく関心をもってくれた。
- 英国が来年からFSC、PEFCしか買わないという政策を始める（筆者注：おそらくEU-FLEGTライセンスのことを言っていると思われる）。FSCをとることで未来が開けてくるとこちらの企業を説得している。
- 中国バイヤーは小規模伐採業者からしか買わない。値段にシビアで値段しか気にしない。最も安いところから仕入れる。小規模業者との合弁の動きもあるが、それで取得できる伐採権は小規模で短期のものだけ。小規模伐採業者はこの冬を乗り切れないところが多いのではないかと。
- 大手の伐採業者は税金や労務管理・リース地の森林管理・設備投資などにコストがかかっているため、違法伐採材よりも必然的に高くなる。大手の製材工場らは大手の伐採業者から買う量が多く、小規模業者から買う量は小さい。大手工場にとっては年間を通して計画的・安定的に仕入れられることが大切で、数万～十数万立方単位で調達できる業者から購入する。
- トムスク州で、中国系の会社による大規模な投資計画がある。州政府のサポートを得て行うロシアとの共同事業である。イルクーツクでは吉信の計画以外は、目立った動きはない。クラスノヤルスクは、イルクーツクよりも加工シフトが遅れている状況である。
- シブ・エコロジー社が原料不足で工場停止状態にあることについて。現在天候の不

¹ 沿海地方にも工場を持っている

順のために丸太が出てこない状況。また、シブ社は自社伐採リース地で伐採停止状態にあるが、これはリース地が遠くて輸送コストが高いため。一般的に250km以上離れたところだと輸送コストが見合わない。

会合で言及された課題

- ・ シベリアの合法材サプライヤーと日本国内の業者を直結させる方法。(中間商社へどのような要請をするか)
- ・ 全木連国際セミナーなどへ、同州におけるFSC森林認証の普及に尽力し、州政府の森林計画策定へも関与した森林認証社の トウルシェフスキー氏および州政府林業省大臣を招聘し州内の取組みを広く日本の業者へ周知する機会の創出。
- ・ 日本においてシベリアの合法材を利用した加工製品の展示会をする機会の創出。
- ・ 日本側の業界団体あるいはJETROなどの機関の協力で、買い手を組織してシベリアへミッションを派遣する機会の創出。

サイベリアン・シルバー・パイン Siberian Silver Pine (SSP) 社

訪問日：2008年12月4日

応対者：Igor V. Rozhenev氏 Chief deputy of the general director



参考：アンケート表No.1 (シベリア)

- ・ SSP社は2004年に設立したホールディングカンパニー。イルクーツク州に4つの伐採・製材企業を持っている。
- ・ JSC “Bratsk Woodworking Plant”、ブラーツク市に2000年9月設立。製材施設、乾燥施設、集成材・エンジニアウッド施設、残材利用ボイラー、鉄道積込施設。アカマツを中心に2,000m³/月のKD製材と500m³/月の集成材を生産可能。
- ・ LLC “Siberian Wood Company”、ブラーツク市に2002年10月設立。製材施設、乾燥施設、集成材・エンジニアウッド施設、残材利用ボイラー、鉄道積込施設。製材品と継手製品が主。アカマツを中心に2,000m³/月のKD製材と300m³/月の集成材を生産可能で、それぞれ3,500m³/月と500m³/月へ生産拡大を計画。
- ・ LLC “Bratsk Wood Processing Company”、ブラーツク市Checanovskに2003年8月設立。伐採ユニット、製材施設、乾燥施設、残材利用ボイラー、鉄道積込施設。アカマツとカラマツを中心に製材している。イルクーツク北部に49年長期伐採リースを取得しており、年間許容伐採量257,000m³。現在月産4,000m³の伐採を行ってお

り、3,500m³の製材品を生産。最大で月産2万m³の伐採と7,000m³の製材品生産を計画。

- JSC “Kachug Industrial Complex”、バイカル湖西部、イルクーツク市の260km北東のカチュ町に2003年設立。カラマツを中心に製材品を生産。49年の長期伐採リースを取得しており、年間許容伐採量は205,000m³。現在の伐採量は約2,000m³/月で製材品の生産は500m³。伐採量6,000m³/月、製材品生産2,000m³/月に拡大を計画。
- このうちの一つ、Kachug社がFSCを取得。ブラーツクから200kmのところのカチュ（Kachug）という町にある。現在、日本企業S社とカラマツをベースとした合板工場の投資案件と、オーストリアの会社との製材工場の投資案件の話がある。どちらにするか検討中。
- SSPグループ全体では年間伐採量が467,000m³、うち205,000m³が認証材になる予定。残りについても認証を取得する予定である（日本から認証材の要求があれば、取得のプロセスを早めたい）。グループ全体で現在、製材品の生産量が月産10,000~17,000m³、製品の生産量は月産800m³。
- 日本とは、数社取引がある。2008年は建築基準法の影響で取引が大幅に減ったが、今年は持ち直している。日本向けにはアカマツ集成管柱とフローリング、フリー板を作っている。現在の製材品の出荷先はロシア4%、日本9%、欧州13%、中近東73%。



バイカル (Baikal) 社

訪問日：2008年12月5日

応対者：代表取締役

参考：アンケート表No.2（シベリア）



- ・ 伐採地はイルクーツク州の中西部。ブラーツクから百数十キロメートルの場所。80,000ヘクタールのリース面積。25年リース。(イルクーツク州リースマップの7番)
- ・ ブラーツクから伐採地にいたるまでの道路沿い(ウスチ・イリムスクへ通じる道)の森林荒廃が著しく続いている。これは違法伐採と火災の影響である。
- ・ ただし、最近では違法伐採(小規模伐採業者による盗伐的行為)はなくなってきている。その理由は、1) 良い材が枯渇してきたこと、奥地の林地に行かないと無いが、大手の企業しか道路が作れない、2) 中国市場の需要が減って、丸太の価格が下落したこと、丸太関税が引き上げられたため、丸太ビジネスのうまみが無くなった、3) 警察の取り締まりが厳しくなった、偽造書類による取引は中国向けであったが、リスクをとってまでやることができなくなった。
- ・ 伐採対象の林齢は140年。母樹はヘクタール当り最低6本残すという法規則があるが、FSCによってそれ以上に残すような伐採をしている。シベリア松なども残す。残す木には青のペイントでマークしている。ヤマナラシやシラカバなども更新のための日陰を作るために残している。これだけ樹木を残すような伐採をしている会社は他にはないのではないか。幼樹へのダメージもなるべく回避するようにしている。法規則では枯死木を伐らなければいけないが、FSCでは残さなければいけないことになっているので残している(鳥獣の洞を守るため)。
- ・ この伐採区画は27ヘクタール。法制度(伐採規則)では500m×1km(50ha)が上限となっている。すぐ隣は伐れない。5年以上先に500m先の伐区を伐ることができる。伐期は法規則では、針葉樹で100年以上と定められている。広葉樹の場合は数十年で伐れる。
- ・ 法規則に加えFSC認証取得により内規で様々規定している。労働安全などもHCVFのアセスメントを行い、水源涵養、傾斜地、希少種、など詳細に割り出してHCVFマップを作成してから伐採計画を作成、HCVFを保全している。
- ・ 山林区に毎年更新される火災防止計画に従って延焼防止道路などを設置。伐採基地本部で夏の間にも入林者の監視をしている(釣りなどではいる人がいるので記録をとっている)。
- ・ 機械化への投資を積極的に行っている。伐採・運搬に最新鋭の重機を投入。ちなみに、一昨日伐採地周辺で-46℃まで下がって、カナダ製の重機でも動かなくなった。
- ・ ブラーツクの近郊に丸太の集積・積込地を持っている。等級分けして積み込みをしている。70ヘクタールの土地。ここはかつてソ連時代に100万m³の製材・板工場だった土地で、インフラが整っている。当時の国営企業がいくつかの会社に分割され、そのうちの最大のものでバイカル社になっている。
- ・ 伐採地にはまだ運び出されていない丸太や林地残材が転がっていた。丸太については広葉樹材で、イリムパルプの問題でパルプ材の出荷が滞っているため。年明けには出荷できるだろう。林地残材は春になって雪が解けたら整理することになっている。
- ・ HCVF評価レポートとマップ(下写真)、赤が火災跡、濃黄が伐採跡、薄黄が傾斜地、水色が水源涵養林、紫が地元民の狩猟地、緑がHCV3、など。行政の森林経営方針、未開拓林地図、地形図、衛星画像、植生分布、希少種などの様々なデータと現地調査から特定している。全林区の7%以上がHCVFとして指定。個々の場所における対処方針が記載されている。HCVF評価はシベリアコンサルタント社が実施。



写真：HCVF評価レポートとマップ



写真：アカマツのFSC認証林

カタ（KATA）社

訪問日：2008年12月8日

応対者：社長、副社長、生産技術部主任、ほか

参考：アンケート表No.3（シベリア）



工場での聞き取り

- ・ 現在の工場は2箇所、それぞれ月産4,000～5,000 m^3 。
- ・ 第一工場の乾燥機は8機×160 m^3 、うち4機がイタリア製、4機が中国製。第二工場にも8機ある。
- ・ **KD材**についてはすべて社名とFSCマークの入った梱包をしている。国内向けは簡易梱包、輸出向けは完全梱包。
- ・ グリーン材は梱包なしで発送される。緑色のペンキが輸出用、赤いペンキが国内向け。
- ・ サイズは様々であるが4m材は全て日本に輸出される。
- ・ 工場には鉄道の引き込み線あり、積み込み設備をともなっている。
- ・ 新工場の生産量は月産12,000 m^3 で、12機の乾燥機を設置予定。それぞれ150 m^3 。



写真：（左）FSC認証材
（下）乾燥機



写真：（左）建設中の製材工場の最新機器
（右）日本へ輸出されるKATA社のFSC認証材。しかし認証材としては買われていない。

生産技術部での聞き取り

- ・ 現在のリースは49年期限
- ・ 新森林法典下でのリース地の新規登録のため、年間許容伐採量が60万㎡に縮小された。2009年に追加的なリース取得を予定している。

FSC認証について

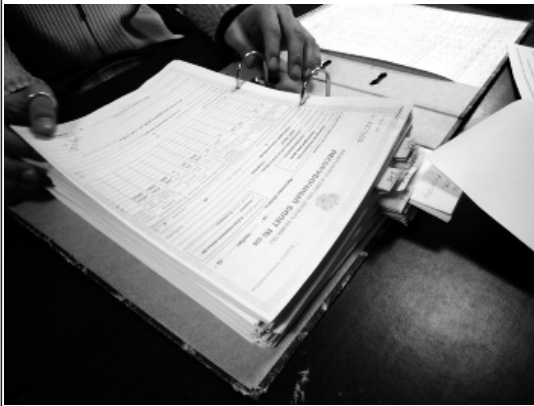
- ・ 価格的特典はない（ドイツは高く買ってくれる）が、現場においては1）操業上の秩序が出てきた。2）労働の安全も確保されるようになった。3）森林保全・更新も効果的に行われるようになった。これまでも同様だったので特筆することではないが、現在も素材の混合はない。
- ・ 2014年にロシアのソチで冬季オリンピックが開催され、インフラの建設にはFSC材が使われる予定。国内市場におけるFSC材への需要が高まるので、日本側からFSC材への要求が少ない場合はロシア国内市場にシフトする可能性もある

KATA社に関して

- ソビエト時代の国営木材企業（レスプロムホーズ）をベースに1993年に創業。KATAは川の名前を意味する。伐採のみならず、森林保全・保育伐・火災対策・消火活動も自ら行う。

伐採証明書について

- 2009年1月1日より新たに伐採申請制度が導入されるが、現在の伐採証明書の期限が一年間有効であることから、切り替えはすぐには起こらないと思われる。例としてKATA社の伐採証明書には2009年8月までの期限をもっていた。
- 当面は伐採証明書制度と申請書制度の混交する機関が続き、新たな申請書に対応するのも時間がかかるであろう。
- 伐採証明書には林地情報（伐採区・区画番号含む）、木材樹種、容量、などが記載され、対応する生産地の地図が添付されている。
- 同社では生産技術部においての保管期限は3年であるが、その後も書庫に保存されている。担当者としては、永久保存すべきものとする。
- 証明書の保存は義務ではなく、会社次第である。大手業者は保存している場合がほとんどであるが、中小の業者では経営者の裁量次第であるのが現状であろう。



写真：（左）しっかりと管理される伐採証明書



（右）伐採地の管理は徹底している

新鉄道路線について

- ロシア鉄道局が2030年までの鉄道発展プランを策定済み。この枠組みにおいてウステイリムスクからクラスノヤルスク行きの路線が引かれる予定。これは主に石油と鉱物の輸送に関係しており、同地域からの木材製品発送先の変化にはあまり関係がないと思われる。

エクスポートレス (ExportLes) 社

2008年12月9日

応対者：社長

参考：アンケート表No.4 (シベリア)



- ・ 我が社は、森林認証社のサポートの下、GFTNロシアのメンバー企業になり、今後は、新森林法の施行に基づくリース契約の更新などの一連の手続きを終了すれば、恐らく2009年中には、FSC森林認証取得に着手することができる。
- ・ 新たな法の下では、州レベルの新たな森林開発計画（沿バイカル地方プロジェクト）があり、新たな森林経営方針に従って伐採施業を行わなければならない。
- ・ 我が社は、伐採と加工の双方に従事しているので、FSCのFM認証とCoC認証の両方取得するつもりだ。2009年中が無理でも2010年には取得するように努力する。
- ・ 現在は、伐採業、加工業および輸出業を行っており、29種類の製品を生産している。



写真：フローリング、家具部材、窓枠など多彩な製品を臨機応変に生産する。

- ・ 我が社としては、高度な加工を行った製品を作って行きたいと思っているが、このところの市場状況では、住宅業界も含め、完成品への需要が著しく落ち込んでいるので、今は高度な加工の代わりに、半製品、製材品をより多く生産している状況だ。
- ・ 高度な加工品は、月産200~400m³で、その80%以上は国内市場向けだ。現在、契約の途中であるが、1月か2月には日本へ製品（完成品）輸出する可能性がある。



写真：一時的に高度な加工はせず、
製材品、半製品が多い。

- ・ 現在、コンテナ単位（2台分くらい）で商社ではなく、日本の需要者へ直接我が社の製品を試してもらいたいと思っているが、基本的には完成品（フローリングなど）全量を輸出できればよいと思っている。
- ・ 我が社がまだ小さいからいいが、大企業は今後日本からの需要が減少することを危惧しているだろう。9月、10月に買いが進み、こちらの伐採と製材が追いついて丸太も製材もあふれている1、2月が心配だ。
- ・ 現時点では、70%が製材だが、通常は製材は10%（2008年の10月まではそうだった）で、それ以外は完成品だった。この2ヶ月でほぼ逆転したと言える。
- ・ GFTNには、加工を行っているエクスポートレス社と伐採を行っているソスノフスキーLPKHが入っている。近いうちに両企業は統合されるが、認証取得は本社の経営方針による。また、ドイツやデンマークなどの顧客からの認証への要求も引き金になっており、認証材でなければ市場が閉ざされるという実感がある。
- ・ 認証は重要であると認識しており、もし我が社がGFTNというかたちでそのための準備に入らなかったら、日本側とのこのような会合も持てなかつただろう。
- ・ しかし、日本の商社からの要求は今のところ全くない。大企業のどこからもなかった。それより小規模な商社は言うに及ばずで、彼らは、まだ日本の政府調達だけのことだと言っている。
- ・ あなた方（我々調査員）は、日本が合法材を調達するために調査をしているというが、現在のところロシアから日本へ輸出される木材のほとんどは認証を持っていない。イギリスのような調達における制限を設ける国もあるこの状況で、日本政府はどれだけ真剣に合法材を調達しようとしているのだ？

ホルツエクスポート（Holtz-Export）社

2008年12月9日

応対者：社長、副社長

参考：アンケート表No.5（シベリア）



- ・ 認証取得をすることで日本市場は木材価格に反映されるか、輸入制限するつもりはあるのか？
- ・ 10年くらい前に、ここでも製品の質に関して制限が設けられた時あったが、そのうち制度は廃止された。認証や制限が必要ないと言っているのではないが、実際に結果としてどのようなようになったかは一般的な傾向として明らかだ。
- ・ もし今、あなた方の言う森林認証を取得しても価格には反映されないのだろうか？
- ・ 昨今の経済危機の影響もあるので、当社としては、先が見えないので、森林認証取得を1年は延期するつもりである。これまで認証取得が遅れたのは、新しい工場を2箇所増設したことにもよる。しかしながら、顧客からのリクエストがあれば、当然ながら取得を急ぐ用意はある。重要なのは、いかに価格に反映されるかということだ。
- ・ 日本市場へは現在、アメリカの業者を通して、アカマツ原板を輸出している。
- ・ G法についても勿論知っている。他国の取引先も合法材を求めているので、何かしらの対策を講じる準備はあるつもりだ。現在は、要求された書類はすべて提出している。望ましい販売モデルや、伐採から販売までのプロセスの透明化については既に社内でも話がされ、十分に検討されている。
- ・ 原板は現時点では、グリーン材のみだが防疫対策は十分にしている。
- ・ 様々な認証があるが、これまではFSC認証取得についてのみ検討をしてきた。これは、それ以外の認証制度は、現在のロシアではアクチュアルではないことによる。



写真：（左）アメリカの業者を通して日本へ輸出されるアカマツ原板（グリーン）
（右）非常に広大な工場脇の貯木場

レスプロムインベスト（Lesprom-Invest） & レスルストランス（ResrusLesTrans）社

2008年12月9日

応対者：社長2名

参考：アンケート表No.6、7（シベリア）



- Delta-Plus社と併せて3つの会社で一体的経営をしている。
- リースを取得して伐採・丸太販売のみに特化。州内の大手製材工場にほぼ全量を販売している。
- 伐採リース地はブラーツクから150km離れたところ。
- FSCを取得した理由は、森林管理における人材育成と商品の競争力アップのため。認証取得による効果は長期的に見ないといけないが、環境や労働に関する管理が徹底されるようになった。
認証品に対する要求はまったくない。日系企業からもない。カリニングラードの会社から唯一あっただけ。
- 今後も国内市場への丸太の生産販売のみに特化していく。加工の計画はない。条件がよければ輸出も考えるが。
- グリーン購入法についてはまったく聞いたことはない。イルクーツク州の大手製材業者は認証材や合法材の調達についてまったく関心がない。とりわけ日本人のほうがそうしたものに対して冷めた印象すらある。グリーン購入法というが、ここではまったく効果がない。
- 丸太輸出税の引き上げや森林法の改正も影響はほとんどないが、何よりも経済危機による需要の低下が一番の影響。

シブエコロジー（Sib-ecology）社

2008年12月10日

参考：アンケート表No.9（シベリア）

- ・ ブラーツク市付近でも最も高度な木材加工を行う業者であるが、聞き取り時点では、経営陣の交代直後であることもあり、森林認証への取組みは先延ばしされている状態であった。また、経済危機の影響も反映してか、製材工場はすべて休止中であった。

工場にて；

- ・ 同社敷地内にある丸太搬入口から、等級、樹種、径による選別地点までの搬送ライン、工場内から乾燥機（ $266\text{ m}^3 \times 6$ 機、 $188\text{ m}^3 \times 4$ 機）、製品搬出口までを視察。
- ・ 同社敷地内には、2つの製材工場がある。ひとつは径26～90cmの丸太を挽く。
- ・ 工場敷地内に5箇所のカップ（鉄道積込施設）を有する。2箇所が製材、1箇所が丸太、2箇所がコンテナ用。1箇所当り6台の貨車が入る。
- ・ 工場にはドイツ製など最新鋭の機器が導入されており、オートメーション化が進んでいる。2005年導入、2006年に運転開始した。工場のオペレーターは2人。製材廃材はチップにしてパルプ材とボイラー（4MW×二機）用に使っている。



写真：（左）オペレーター1人の近代的な製材施設
（右）大型の乾燥機器

イルクーツク州木材加工輸出者連合

2008年12月11日

応対者：Zyryanov Vasily氏（副会長）



- ・ 民間団体として1994年に設立。15年続いている。主な役割は法律や鉄道手続きなどの業務をサポートする役割。イルクーツクの連合はロシア連邦の連合、林産業者輸出者連合のメンバー。
- ・ 連合のメンバーは、大手業者を中心に州内の伐採業者、木材加工業者など85社が所属している。
- ・ 現時点では森林局が行っているリースの再登録などの業務において関わっており、またイノベーションサービスセンターとは森林認証などの分野で協力している。

森林認証について

- ・ 具体的には、州政府、WWFロシアなどとも協力し、森林認証推進セミナーなどを開催している。※認証の強制はしない。
- ・ 現在は、バイカル社、イリムグループ（イリムグループはFMだけではなく、CoCも取得している）などがFSC森林認証を取得している。
- ・ 認証には二つの側面があると思う。一つは理念的な側面で世界的な市場を意識した経営というものを考えた上での必要性。二つ目は価格という側面。しかし現時点ではプレミアム価格がついて取引されていないので、認証は価格に反映していない。すなわち、現時点では自主的なものである。

日本のグリーン購入法対応について

- ・ 団体認定については、2年前に日系企業によって主催された会議でリクエストがあり制度を検討したが、その後日本側からの対応がまったくなくなってしまったので、実施されなかった。例えば、日本側が法律の施行により100%森林認証材が必要というのであれば、まずは団体認定により全社を認定するために尽力し、その後FSC森林認証を取得させるサポートをしたであろう。
- ・ 州内の小規模業者は最近は減少傾向にある。理由としては州政府が中規模以上の企業に投資（補助事業）を始めたことが理由となっているだろう。中国系企業が州内で森林伐採に携わっている例はほぼないし、これまでも無かった。彼らはロシア業者から丸太を買い付けるだけである。

新森林法典について

- これまで再編成の途中であったため、細則（法的アクト）が無く様々な問題があった。伐採証明制度から伐採申請制度に移行するがまだ準備ができていないので時間がかかると認識している。新森林法典の施行は、車体はあるが車輪が無い状態で走り出そうとしたようなものであった。現在は、全てのパーツがそろっているが、まだ動き出していない状態。

丸太輸出関税について

- 最近プーチン首相とフィンランドの首相の間で、9～12ヶ月の延期が報道されたが、政府令はまだ出ていないのが現状。現在イルクーツク州では、700万m³を丸太で輸出しているため、延期されない場合、これら全てを製材するための加工施設に投資するのは不可能であると考える。

シベリア森林利用フォーラム（展示会やセミナー、会議が行われるイベント）について

- 毎年9月に実施されている。運営は、同連合とイノベーションセンターなどが中心となり行っている。来年1月から準備を始める。今回は、全ロシアの森林分野の専門家（連邦森林局、連邦政府、民間団体など）が参集する。このフォーラムの中で行う、森林会議へ日本の企業・政府等関係者を招待したいので、リストをもらいたい。リストをもらえばこちらから招待状を送りたい。また、プレゼンテーション他がある場合は、3月までに提案をもらえればブースを確保することも可能。

木材取引所について

- 現在の州内の状況ではうまく機能しなかったもので、連合としては時期尚早と考える。また、森林認証が推進されれば、取引所とターミナルによって、解決しようとした問題が解消されるというようにも考える。
- 日本から木材取引所の専門家を招聘することができれば、州政府にとっては非常に効果的であり、取引所が再度形成されれば国からの援助もありえるだろう。なぜなら、ロシアにおいて取引所が機能していたのは前世紀始め（約100年前）までで、まったく経験が不足しているため。（コリョロフ氏）
- 取引所に期待する機能は売り手と買い手が取引する際に必ず通らなければならない道筋のようなものとして構想している。これは、木材流通の管理・監督のためである。（コリョロフ氏）

VLTP（合法性認証制度）について（コリョロフ氏）

- 現在イルクーツクではVLTP認証を受けた企業はいない。これは経済が低迷した時期に実施しようとした（2007年末）というタイミングの悪さに起因している。
- 当初はVLTPを普及させることでその後FSCへ移行しやすくなればという思惑があった。
- 中国から製品を買っている日本は、中国へ認証材を要求すれば中国がロシアへ認証を要求するようになるだろう。

日本市場の情報について

- 日本に関する情報が極端に不足している。日本の住宅構造や流通に関する話は興味深い。森林フォーラムとは別枠で一日くらいのセミナーを実施しても良い程だ。連合を通して情報普及できるのであれば協力したい。

ニューレンオイル(New-Len -Oil)社

2008年12月11日

応対者：ニュー・レン・オイル社営業部長

参考：アンケート表No.10

- ・ ニュー・レン・オイル（NLO）社は、ソビエト時代から石油と木材加工を行ってきたが、現在は、高度な木材加工へ注力しており、集成材などの住宅用資材の生産も行っている。また同社は、イルクーツクを中心としたグループ企業体の一会社であり、NLO社の社長は現在、地域貢献のためのボランティア事業に従事しており、地域の老人と障害者の要求への対応を行っている。そこでは、木材加工施設のゼロエミッション化が行われており、廃材を薪材として地域住民へ提供する取組みも実施されている。木材乾燥機のボイラーは、イルクーツク市内の工場ではめずらしくチップ（および石炭少々）で賄われており、周りの工場に比べても格段に排気が少ない。
- ・ 乾燥機容量は、全12機、同時可能乾燥量1,200m³である。
- ・ 10月頃から原板の製材を増量しているが価格は落ち込み気味であるが、タルキは需要が安定しているので、工場を増設中である。サンギの需要は季節次第である。
- ・ 同社は、木材加工業のみならず、住宅建設業も行っており、レンガをも組み合わせた高級住宅の提供をしている。現在まで8件の販売実績をもつ。
- ・ 森林認証に関しては、同州においてはまだ時期尚早という印象があり、コストと効果が見合わないという考えをもつが、関心もあるので、日本側が認証材を購入するという意図の文書があれば、経営陣を説得して認証プロセスを開始することも可能であろう。
- ・ イルクーツク州政府に対し、我が国の林野庁から出された本調査への協力依頼レターを見せたところ、同社経営陣を説得するのに十分な資料だと言われた。重要なのは、日本政府側からの認証材への関心を、同州の中小の業者まで普及させることであったようだ。
- ・ 同州では、300万ルーブル（約1500万円）の投資を行うプロジェクトへは、優先的に伐採リースを与えるなどの優遇政策が取られるという。これにより、より高度な加工も可能であり、そのための人材も確保し易くなるという。この政策は、知事交代後の2009年には動き始めるだろう。
- ・ 日本のグリーン購入法については知っているが、現在取引きがある日本企業2社のうち、1社は全くこのことに言及していないが、1社からは認証のことが言われたこともある。
- ・ 年間木材調達量は、30万m³で、伐採リースは12万haである。製材は月産平均8,000～15,000m³であり、多いときには20,000m³にも上る。現在は、丸太の販売はしていない。最近では、中国人が丸太の買い付け価格を下げている。
- ・ 同社では、伐採地と工場の間で中間貯木場があるので、一年を通して材に困ることはない。

イルクーツク州森林局

2008年12月11日

応対者：シェイベルダ・セルゲイ・ワシリエビッチ氏（州森林局局長代理）

新森林法下での伐採リースの更新について

- ・ 現在新森林法に従い、新規契約を行っている。これによってリース面積が変化することは無いが、利用条件が少し変わる。また申請を出さない業者は伐採リースの権利を失う。

新森林法に基づく伐採許可書から伐採申請書システムへの移行について

- ・ 森林開発計画に基づき、伐採業者から1年ごとに申請される。記載内容はこれまでの伐採許可書とほぼ同じであるが、伐採区に関する記述は伐採許可書の方が詳細であった。
- ・ いままでの伐採許可証は、伐採区画ごとに都度許可証が必要で発行されていたが、新伐採申請書では、伐採リースごとに年に一回の申請書となる。
- ・ 伐採現場でのチェックは森林局の管理計画に従って行われる。必要に応じて抜き打ち検査もある。伐採申請書のフォームはウェブサイトで見られる（連邦森林局とグリーンピースのウェブサイト）。2009年1月1日より完全に新しい申請書制度に切り替わる。いままでの伐採許可は2008年12月31日で全て期限が切れる。2009年の途中まで有効の許可書も完全に失効する。
- ・ （業界の新システムへの認識とギャップがあるようだがとの質問に対して）12月12日時点ですでに9割がた新申請書への切り替えが進んでいる。2007年から2年間の移行期間があったが、契約が集中して行われたのはここ最近である。今後輸出される木材には木材売買契約または申請書のどちらかの書類が添付される。売買契約は短期の利用に対するものであり、申請書は長期リースに対するものである。

違法伐採対策の状況

- ・ 衛星モニタリングについては担当外のため知らない。森林保全保護部の担当である。

4. アンケート調査

4.1. 調査方法

本調査におけるアンケートは、大別すると東シベリア地域イルクーツク州と極東地域沿海地方の二箇所を中心とし、前者はFoE Japanの調査員および森林認証社により企業訪問により、後者は沿海地方ウラジオストク市のNGOであるBROC主動の下、一部沿海地方政府林業局の協力の下で実施、回収された²。

対象となった業者は、イルクーツク州に関しては、近年拡大するFSC森林認証を取得、あるいはその準備段階にあり、製品の販売先として日本市場を視野に入れている業者が中心であり、沿海地方に関しては、森林認証取得率が低いことから、GFTNの責任ある林産物供給者リストなどを参考に、比較的経営の質が高いと思われる林産業者を中心としてはいるが、小規模な業者から大規模なものまで幅広い。

【イルクーツク州】（全10社）

- ・ シベリア・シルバー・パイン・マネジメント（SSPM）社
- ・ バイカル（Baikal）社
- ・ カタ（KATA）社
- ・ エクスポートレス（Export-Les）社
- ・ ホルツ - エクスポート（Holtz-Export）社
- ・ レспромインベスト（Lesprom-Invest）
- ・ レслсстランス（ResrusLesTrans）
- ・ デルタプラス（Delta-Plus）
- ・ シブエコロジー（SibEcology）社
- ・ ニューレンオイル社（New Len Oil）社

【沿海地方、アムール州】（全12社）

- ・ アムグ社
- ・ レスエクスポート社
- ・ メリニチノイエ社
- ・ プリモルスキーGOK社
- ・ アラリヤ社
- ・ ポストチヌイ社
- ・ ユーロスタンダード社
- ・ ロシンスキーKLPKH
- ・ チュグエフスカヤLPK
- ・ ヤツピ社
- ・ ティンダレス社
- ・ テルネイレス社

² FoE Japanによるテルネイレス社へのアンケートを除く

4.2. アンケート内容

アンケート内容は、会社情報、認証木材供給可能性、我が国のグリーン購入法への対応からなっている。質問事項は、今回の対象地である東シベリア地域と極東地域ともにほぼ同じであるが、樹種や木材生産の状況を考慮し、製品の種類などが少々変更されていることはここに注記しておく。

森林認証材や合法性証明材の供給に関するアンケート

1. 会社情報

名称:	
住所（本社）:	
担当者氏名:	
役職:	
Tel:	
Fax:	
E-Mail:	
業種および製品	<input type="checkbox"/> 伐採業 <input type="checkbox"/> 木材加工業 <input type="checkbox"/> 製材品, <input type="checkbox"/> 単板, <input type="checkbox"/> 合板, <input type="checkbox"/> ファーバーボード, <input type="checkbox"/> 家具部材, <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> その他: <input type="checkbox"/> , 輸出業
近年あるいは近月の売上げ容量	国内市場向け: _____年間、あるいは月産 輸出向け: _____年間、あるいは月産
従業員数	事務所: _____人 生産部: _____人
製品の主な市場: (国、地域とその割合%を記入)	<input type="checkbox"/> 国内市場 _____% <input type="checkbox"/> 日本 _____% <input type="checkbox"/> アメリカ _____% <input type="checkbox"/> EU諸国 _____% <input type="checkbox"/> 中国 _____% <input type="checkbox"/> その他 (_____) _____%

2. 使用する未加工木材の出所と総量における割合

- a) 使用木材総量（丸太） _____ m³
 b) 他の伐採業者から購入していますか？ はい / いいえ （ %）
 c) 自社伐採リース地面積: _____ ha
 d) 樹種および丸太総量における割合

樹種	(%)
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

3. 生産情報

製品名	(%)
丸太	
製材	
合板	
単板	
ファイバーボード	
その他	

4. 森林認証（合法性証明も含む）と資材の購入に関して

- a) 森林認証材あるいは製品を販売することは可能ですか？
 () はい
 () いいえ (→質問fへ)
- b) どのような森林認証制度を利用していますか？（複数選択可）
 (), ボランタリー森林認証制度のFMあるいはCoC
 認証制度名: _____,
 認 証 番 号: _____, 有効期限: (_____ ~ _____)

(), 第三者機関による合法性証明制度－VLO、VLCなど

認証機関名：_____，

有効期限：(_____ ～ _____)

(), 森林認証取得へ向けた段階的アプローチ中

認証制度名：_____，

開始年月日：(_____)，予想される終了年月日：(_____)

(), その他 (_____)

c) 認証取得の理由（合法性証明制度を含む）

(), 取引先および市場の要求

(), 他社の製品との差別化のため

(), 国家の取組みとして (_____)

(), 業界団体のメンバーとしての義務（CSRの一環として）

(), その他 (_____)

d) 御社が販売可能な認証（合法性証明）材の樹種と容量（年間）

樹種					
製品名					
〇年〇月〇日現在：					
丸太 (m ³)					
製材 (m ³)					
合板 (m ³)					
単板 (m ³)					
ファイバーボード(m ³)					
その他 (m ³)					

e) 認証取得後の変化について（複数回答可）

(), 森林管理に関する知識向上、および/あるいは、木材調達に際した自社方針が改善された。

(), 顧客からの要求が増えた

(), 新たな顧客が増えた

(), コストが増え、生産効率が低下した

(), コストが減り、生産効率が向上した

(), 特に変化なし

(), その他 ()

f) 認証を取得しない理由

- (), 必要性がない
- (), 経費がかかり過ぎる
- (), 人的リソース不足
- (), 取得方法が分からない
- (), 認証に関する情報不足
- (), その他、具体的には :)

5. 日本のグリーン購入法について

a) 2006年4月、日本政府は、調達される木材製品の合法性および持続可能性を証明する書類の提出を求めた改正グリーン購入法が施行されました。導入しました。

御社はこの法律をご存知ですか？

- (), 知っているし、対処している→質問bへ
- (), 知っているが、何もしていない→質問cへ
- (), 聞いたことはあるが、詳しくは知らない→質問6へ
- (), 知らない→質問6へ

b) 提出書類の詳細について

i) 御社が取引先へ提出している書類の種類

()

ii) 書類を管理する責任者の有無

(), いる (氏名 :)

(), いない (一時的に不在)

iii) 書類の保管期限

(), 1年

(), 2年

(), 3年

(), 4年

(), 5年以上。長期の場合、年数を明記して下さい (年)

c) グリーン購入法の施行後、日本との取引に変化はありましたか？

6. 下記は、木材の生産および調達に際した現存する問題要因です。このうち御社の管理・運営上最も重要な要因を選んで下さい。

(), 市場環境の急激な変化と辛辣化

- (), 国家の法制度の急激かつ頻繁な変化
- (), 森林資源状況の劣化
- (), 違法伐採
- (), 隣国からの急激な需要増大
- (), その他 ()

7. 御社の製品や経営上のセールスポイントを自由にお書き下さい。

4.3. アンケート結果

本アンケートへの回答は、各業者の裁量に一任されており、未回答の質問はそのまま残していることを注記しておく。

(* アンケート本文は、別ファイルとして本報告書へ添付するものとする。)

4.4 アンケート総括

(1) 認証木材供給の可能性

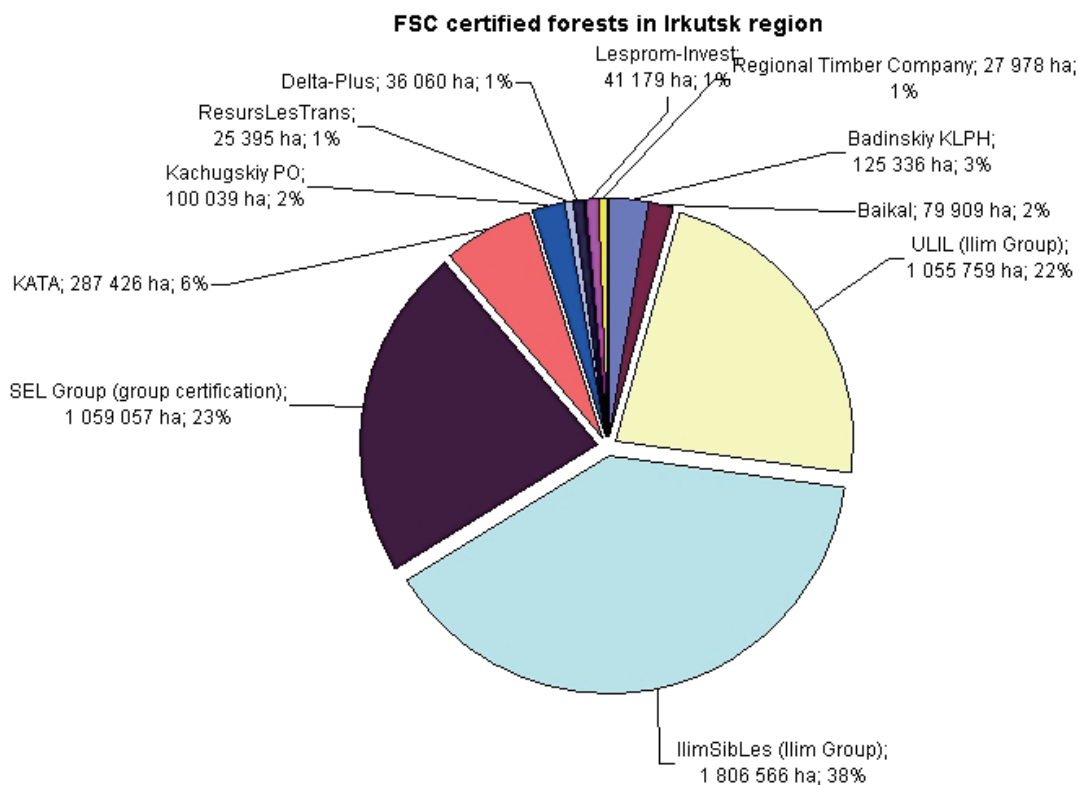


図. イルクーツク州のFSC認証林面積と割合 (%)

出所：森林認証社

アンケートの結果では、本調査で訪問したイルクーツク州のFSC取得業者（6社）の集計だけでも、年間122万m³以上のFSC認証材供給が可能であるという結果がもたらされた。しかしながら認証林面積でみた場合、この6社の合計は、州内の認証林の12.3%に過ぎないことから、理論的には上記容量の数倍のFSC認証材供給が可能である。上記6社以外のFSC認証取得企業の数社は、主な市場を日本に持たないため、あるいは経営陣の交代期ということで、本調査の聞き取りおよびアンケートに応じなかったことは注記しておく。

上記6社以外、残り87.7%のFSC認証林のうち、60%を占めるのはイリムグループであり、そこで調達された木材の多くはグループ企業であるイリム・パルプ社の紙・パルプ製品のために利用され、国内市場へと販売されるか、欧州の市場へと販売されている。23%を占めるSEL（シブエクスポートレス）グループは、日本市場とも関わりが深いため、日本側からの合法材への要求を明確化することで、日本市場までサプライチェーンが確保された合法・認証材を供給することが可能になると推測されるが、本調査中にも経営主体が交代中であったため、今後の指針は不明な状態であった。

一方沿海地方においては、森林認証取得への動きは顕著ではない。テルネイレ社、自己努力によりFSC森林認証を2004年に取得し、2009年になりプリモルスキーGOK社が同認証を取得するに至った。この他に認証取得のプロセスに入っているとされる業者が2～3社いるが、ここ数年で森林認証取得に動き出したのは、主にヨーロッパに市場を持つ中国業者と取引のある業者であり、日本側からの要求に応じたものではない。

また同地方では、WWFロシア・アムール支部の働きかけにより、FTN（Forest Trade Network）のメンバーとなることで、森林管理および経営の質を向上させようという動きが中規模以上の業者数社の間でみられた。

上記2社によるFSC認証材供給の可能性は、アンケートによると約11万m³だが、テルネイレ社のグループ企業である木材加工工場からの製品供給量を考えると、理論的にはそれ以上の認証材が日本市場へ供給可能である。シベリアも同様であるが、日本市場からの認証材要求が同地方からの認証材供給を増加させるであろう。

（2）グリーン購入法への対応

本調査において訪問した業者は、少なからず日本市場への木材供給を行っており、中には長年に渡って日本側と継続的に取引している業者もあった。殆どの業者は、日本のグリーン購入法を認識しており、とりわけ中規模以上の業者は、2006年9月にもたれた州政府レベルでの会合において直接的に日本側からのグリーン購入法の要求を知るに至ったケースも多い。本調査で訪問した数社でも、この会合での日本側からの要求に応える目的で、州レベルでの取組みである木材ターミナル、木材取引所へ積極的に参加し、関税局が行うバーコードシステムを採用、業界団体の政策ではなく、自己努力としてFSC森林認証も取得したという動きが確認された。

しかしながらその後、合法材および認証材に対する日本側からの公式な要求がなく、実際の取引においても日本側の買い手から殆ど要求されないことに加え、2008年後期の経済危機の影響で経営が困難になったため、認証の取組みを止めようとする業者も多い。また同法の要求が全木材輸入量に適応されるのか、この要求を満たすことで価格に反映されるのか、など日本側が要求する合法性・持続性が証明された木材に関する詳細な説明が欠如しているのが現状であった。州内最大の林産業者の業界団体である林産業者・輸出者

連合からも、「団体認定は、2年前に日本側から要求があり制度を検討したが、その後の対応が全くないので、実施されなかった。例えば、日本側が法律の施行により100%森林認証材が必要というのであればまずは団体認定により全社を認定するために尽力し、その後FSC森林認証を取得させるサポートをしたであろう」という見解が聞かれた。

上述したように、本調査ではグリーン購入法の影響下、日本へ市場を持つ業者が自己努力によってFSC認証を取得するという動きが確認された。これと同時に、日本側からのグリーン購入法適合材への要求の低さが、業界団体および業者における組織的かつ持続的な取組みの実施を妨げている現状が浮き彫りになった。

(3) 体制・市場の急変と森林資源の劣化

本アンケートにおいては、自社の森林管理、生産体制へ影響を与える要因として、「市場における景気の急変」、「国家政策、法律の急変」を挙げる業者が多いという結果が出された。前者は、2008年後半の世界的な経済危機に起因したものであるが、現場レベルでは中国企業による木材購入価格の引き下げが顕著であり、買い手市場のなか材を余らせる業者が多かった。ある業者では、高度な加工を一時停止し、製材、原板の生産のみを行っており、製材と加工品の生産割合が逆転していた。その後の2009年3月時点では、ブラークツの森林認証によれば、イルクーツク州における中国側からの買いは戻り、価格も上昇傾向にあるということであった。

後者の「国家政策、法律の急変」は、2007年1月1日の新森林法発効と体制変換に起因するところが大きい。具体的には、新たに林政の主体となった地方政府の下、州・地方森林局との間で2008年12月31日までに伐採リースの再契約を行わなければならない、伐採証明書に代わる伐採申請書を導入しなければならない。聞き取りでも確認されたことだが、現場レベルでは、以前に契約が結ばれた伐採証明書の期限が、2009年6月であるから、まだ伐採申請書へ切り替える必要はないのではないか、など業者間での新制度対応に不十分さが見られた。

一方、広葉樹資源の多い沿海地方では「森林資源の劣化」を挙げる業者が多く、その殆どは都市部に事務所を持たず、森林の奥地で伐採業を営む中規模以下の業者であった。隣国からの高級樹種への需要が高く、小規模な盗伐も多発した地域ということもあり、アクセスが可能な森林における資源劣化が、シベリア地域と比較しても著しいという結果が出された。

5. イルクーツク調査結果総括

5.1. イルクーツクの森林の状況

イルクーツク州は、ロシア連邦中央、東シベリア管区の南東部に位置する州 (oblast) である。州総面積は、7,748万ha、森林面積は、7,130万haであり、森林被覆面積は、6,290万haに上る³。すなわち、州面積に対する森林被覆率は、81%にも上る。総森林蓄積量は、86億m³であり、このうち44億m³が針葉樹であり、アカマツ (*Pinus*) とカラマツ (*Larix sibirica*) が3分の1ずつを占める。

公表では、許容伐採量の31.7% (2006) しか利用されていないと言われるが、都市部からイルクーツクの森林は著しく劣化し始めており、若いシラカバ、ヨーロッパヤマナラシの二次林や灌木・草地等の非林地が各地に広がっている。とりわけバイカル・アムール鉄道沿線以南およびブラーツクからウスチイリムスクへ通じる道路・鉄道沿いはこのような林地ばかりとなってしまうている。現在の木材生産の中心は同鉄道以北に集中しており、地域としては、ウスチ・イリムスクなど州北部の地域が林産業の中心となっている。しかし鉄道積込地や工場から250km以上離れた伐採地になると輸送コストが見合わないため、都市部に工場を構える林産業者にとっては、鉄道、道路などのインフラ整備が課題となっている。しかしながら、森林管理レベルの低い現状におけるインフラの増加は、森林へのアクセスを自由化させる危険性をも孕むため、将来的に森林資源を持続して利用していくためには森林管理レベルを州、業界団体、個別業者のそれぞれの取組みにおいて向上させることが不可欠であり、この意味において同州における個別業者間での森林認証の普及拡大は、将来的により有効なツールとして機能して行くことが期待されるであろう。

州内の保護価値の高い森林については、まず先住民居住区およびその狩猟テリトリーとなっている森林が最北部およびバイカル湖西北部に位置する。いずれも伐採リースがすぐ隣に隣接して配分されており、北部のテリトリーでは、地元先住民から州政府に対して訴えが出されて係争中である。また、これらテリトリーでは法的な保護ステータスを強化しようとTTP (伝統的自然利用テリトリー) への登録を目指している。州内の未開拓林は、このテリトリーに重複して分布しており、これらにほぼ限定されている。森林管理機能が地方へ委譲されており、都市近隣の森林資源の劣化による伐採地の奥地化が深刻化する現在、豊かな森林資源が残されている先住民居住地域の森林開発は、地方政府の政策により左右されるものとなっている。すなわち、州レベルにおいて合法とされながらも、地域抗争が起こる地域から木材が産出される可能性もあるため、この点に関しては買い手側からの確認が必要となるであろう。これに加え、森林法移行期の混乱における森林管理機能の低下が、上述した諸問題を度外視した木材生産を可能にする危険性もここに指摘しておく。

³ 出所：2006-2015年イルクーツク州林業セクター発展構想 (2006)

5.2. イルクーツク林産業の状況

現在、イルクーツクの林産業は二極分化する傾向がある。自社リースを持って、認証取得や製材加工への投資拡大、経営者の交代など革新的な経営が広がる一方、少なくともはなっていると言われるものの、中国バイヤーにコントロールされている小規模業者は違法な操業の継続を余儀なくされている。また、登記上はロシアの企業であるが、実質は中国の企業であるという小規模な伐採業者も多い。このような状況から、中規模以上の業者においても、他社から集材しているところは違法材混入のリスクがあるということが出来る。

中国との貿易の影響に関しては、中国とのつながりは州内の大手業者にはほとんどない。中国は小規模伐採者から買い付けているのが殆どである。小規模業者は中国市場の需要減退により、買い叩かれており非常に厳しい状況。この冬で多くの業者がつぶれるとの見方もあった。中国の大手林産企業の進出は吉信社らの大企業であり、州内にシラカバ単板工場を建設中であり、自社リースも取得している。

日本との貿易の影響に関しては、2007年の建築基準法にともなう住宅建設の大幅な落ち込みは、同州の木材産業に少なからず影響を与えたといえる。その後の経済危機により日本からの買いが進まない状況にあるが、同州の林産業者には日本との取引を望む業者が多く、クオリティーの高い自州のアカマツやカラマツの代替材はなく、日本の顧客が戻ることを想定して製材設備の整備や認証取得など森林管理機能の強化へ動く傾向が高い。

丸太関税の影響に関しては、当初の2009年1月1日から1年間延期されたが、本調査で訪問した同州の中規模以上の業者数社は、既に木材加工インフラの増設に着手しており、製材はもちろん、より高度な加工へ移行しようとする動きがある。州政府レベルでも、加工業の推進が図られており、木材加工工場の建設を行う業者への伐採リースの優先的譲渡や融資などの優遇政策が用意されており、工場建設に際して日本企業からの融資や共同建設を望む業者も多い。

5.3. 新森林法への移行プロセスの状況

(1) 伐採申請書への移行

新森林法の下、2009年1月1日付けで伐採証明書は伐採申請書制度へ完全に移行し、これまでの伐採リース契約もすべて再契約が必要になる。しかし現場レベルでは、新制度に関する業者内での理解が不足し、混乱している。新法下では、この伐採申請書と木材売買契約が、木材資源利用の基本的な方法となる。伐採申請書には、リース契約期間、森林利用期限、森林法に従った森林利用法、森林開発計画に沿った伐採地、山林区などが明記されなければならない。付属資料1では、上記森林利用法に基づいた伐採法、伐採面積、樹種、伐採量の他、伐採地内におけるインフラの建設および撤去の報告、および森林再生の必要な伐区も明記しなければならない。しかしながらこの申請書は、これまでの伐採証明書のように営林署により発行されるのではなく、年次手続きが基になっており、実際の伐採量ではなく、計画される伐採量のみが記されるため、それだけでは木材の合法性を証明し得

ないことが指摘されている。

上述した伐採申請書制度そのものもつ要因およびその適用における伐採業者間での要因により、実際に伐採された木材量とその流通を辿ることが困難な現状にあることは強調されるべきである。当該の制度の運用状況を評価するには、まだしばらく時間を要するものと思われる。

(2) 植物検疫認証と合法性証明

新森林法と体制変換の下、連邦森林局は、2008年の5月をもって、これまでの天然資源・環境省下から農業省下へと変わり、これまでは独立した局であった自然利用監督局が天然資源・環境省下へと再編された。これを受け、2008年5月29日付けロシア連邦政府令第404号では、同省から森林調査、利用、再生、保全の分野における国家政策と法の策定権限が取り除かれ、かわりに連邦レベルでの特定自然保護領域（*自然保護区）の創設と運営における国家政策の実現という新たな機能が与えられている。

この体制変換を受け、ロシア連邦農業省下には、ロシア連邦獣医・植物衛生監督局に加えて、ロシア連邦森林局が置かれることになったのだが、これによりこれまで伐採リースの競売、リース契約手続きと実施などの監督を行っていた獣医・植物衛生監督局から、この機能がそのまま連邦森林局へと移されることになった。

この業務変更を受けて、獣医・植物衛生監督局は、2008年後期の取組みとして、木材製品輸出時に植物検疫認証手続きの際の書類提出義務を強化しており、伐採証明書および木材売買契約書の提出が義務付けられている。しかしながら本調査の中心であったイルクーツク州および沿海地方の業者間では、この規制強化に関しては殆ど言及されておらず、州・地方における実施のレベルで差異がみられる。当該の規制強化が積極的に実施されたのは、ハバロフスクおよびユダヤ自治区の獣医・植物衛生監督局であり、2008年12月2日付けの報道では、この規制強化により同地域の木材搬出量は、軒並み30%ほど減少していると報告されており、ハバロフスク支部では2008年11月の25日間に搬出された木材重量は、77,100トンで2007年の同時期より34%減。コムソモリスキーでは27%減の18万5,000トンであった。しかしながら、これほど厳しい規制強化が行われたのは、同地域以外には顕著な例をみないことから、植物検疫証明書をもって合法性証明とすることは現時点では難しいといえる。また上述した伐採申請書自体がもつ証明書類としての機能の不完全さを考慮に入れると、今後の見通しも立たないのが現状ではないだろうか。

5.4. 違法伐採の状況

現在のイルクーツク州において違法伐採を摘発する方法としては、連邦森林局が行う衛星モニタリングおよび道路警察による木材搬送路における証明書類チェック、森林警察による森林パトロールが主なものである。前者は、衛星、航空、地上の三段階で行われるが、実施期間である森林局が地方政府へ再編されるなどの転換期にあったため、地上調査は行

われず、航空調査も十分に行われず、同州における2008年の調査結果は公表されていない。一方、極東地域では、2009年3月3日に極東大統領全権代表の下で行われた会議において連邦森林局により報告されたところでは、2008年度の極東地域における衛星モニタリングは、ハバロフスク地方、沿海地方、アムール州の3州のみを対象に行われ、モニタリング総面積は2,200万ヘクタールに留まっており、違法伐採の件数は公表されていない。

後者の警察による取締りに関しては、2008年6月16日付けのTeleniformによる報道では、2008年の半年間でイルクーツクにおいて警察により証明書違反摘発された違法伐採件数は、4,000件以上に上り、証明書に従った森林利用違反、伐採規則違反、火災安全違反などで1,000人以上が民事責任を問われ、848件が刑事起訴されていることがイルクーツク検察庁の公表に基づき伝えられている。これによる被害額は、1,440万ルーブル（約42万ドルと想定されている）。

この他、本調査により確認された状況としては、これまで顕著であった小規模な伐採業者による盗伐的な違法伐採は少なくなっている。その理由は、1) 良い材が枯渇してきたこと、奥地の林地に行かないと無いが、大手の企業しか道路が作れない、2) 中国市場の需要が減って、丸太の価格が下落したこと、および丸太関税が引き上げられたため、丸太ビジネスのうまみが無くなった、3) 警察の取り締まりが厳しくなった。偽造書類による取引は中国向けであったが、リスクをとってまでやることができなくなったためであるとされている。また大規模な業者は、森林認証取得などを契機として、自社の経営体制の強化に取り組んでおり、自社伐採リース地への道路インフラにおける他者侵入の防止など監視体制も確立しているため、自社の伐採地での違法行為を排除しようとする傾向が強い。

新森林法下では、伐採リースを有する業者により森林管理、保全、再生の義務が拡大している。政府レベルでの現時点での違法伐採対策が州・地方レベルで異なる現在、個々の業者による森林管理の質向上が違法伐採材排除にとって最も重要となっていると言えるだろう。

5.5. 合法性証明、森林認証への取り組み状況

(1) 木材発送ターミナル、木材取引所

2006年11月1日よりイルクーツク州政府が主導となって開始された木材発送ターミナルは、鉄道の木材発送ポイントを制限することで、州内の木材加工業推進、違法流通材の排除を狙うものであった。その後の2007年4月からは、木材の公正な価格での取引きを主軸に、市場への盗伐材混入を防ごうとした、木材取引所（2007年2月から実質的に操業を開始した業界団体の取組み）と連携し、これまでのターミナルを木材取引所貯木場および発送所と改め、約35ヶ所（業者）を貯木場認定、25ヶ所を発送所認定し、取組みを行ってきた。2007年9月19日時点で州副知事により公表されたところでは、この取組みによっ

⁴ 株式会社形態の木材取引所の株式の50%は、州政府が保有していた。(2007. 11. 02)

て違法材流通は、2005年の400万m³から200万m³へと2分の1に減少したと報告されている。

しかしながら、州政府が主張する木材取引所の効果とは裏腹に、業者間ではこの取組みに対する不満が出ていた。その焦点のひとつは、木材搬送のための鉄道貨車の割当てであった。この木材取引所と州政府の連携が進む過程には、貨車の割当てを行う鉄道局も参加していた。2007年までは325ヶ所あった木材発送ポイントを、数ヶ所に絞ったことで、木材の発送が効率的に行われず、貨車の割当てもスムーズには行われなかった。これに加え、取引所貯木場の認定を受けるためには多額の資金が必要とされたため、業者にとっては大中小の規模を問わず、ビジネス上の利点は殆どなかった。

その後木材取引所は、企業化（コメルサント）により実質上乗っ取られることで、より利潤追求型のものへ変貌し、貨車の不当割当てなども行った。これが木材流通へ混乱を招いたなどの理由により査察が入り、木材取引所は2008年5月をもって廃止されている。

この木材ターミナルから木材取引所への流れは、違法材流通を規制し、より整備された木材取引の確立を目指した点では、他の地方と比べても評価に値する取組みであったと言える。しかしながら、以下の点で改善の可能性があったと言える。

1). 中規模以下の林産業者が参加できる体制づくり（主に価格の点で）

2). 森林局、関税局、鉄道局など州内の他の連邦機関と連動した一貫したデータ管理
少なくともこの二点を考慮することで、木材取引所は伐採リース譲渡から輸出までのサプライチェーンを担保する取組みとして、我が国のグリーン購入法の基準を満たす合法材供給システムとして機能したであろう。

追加的情報だが、イルクーツク州内の中規模以下の業者約30社が所属する東シベリア伐採業者・輸出者協会により2009年3月に伝えられたところでは、同協会のメンバーが母体となり、新たに「シベリア商品取引所」が創設され、丸太および製材の販売に従事することが決定している。この取引所では、参加者の条件として森林認証が考慮されている。今後の展開が期待されるところだ。

（2）税関のバーコードシステム

本調査において訪問したB社は、FSC森林認証を保有すると同時にイルクーツク州関税局が実施するバーコードシステム（コンピューター個別検査システム）も利用していた。同社はこのシステムを、主に自社の企業活動の質を向上させる目的、および税関手続きの簡略化のために採用していたが、このバーコードシステムは、貯木場から輸出までのトレーサビリティを確保するものであり、関税局が整備したデータベースでは、業者名、木材の直径、長さ、容積、樹種、等級などの情報が確認でき、地方政府、税務検査局、警察局が自由にアクセスできるように取り決められている。現時点では、搬出容量詐称などによる税収減少対策という側面が大きいのが、森林局により新規に導入された伐採申請書システムが実質的な木材伐採量を記載したものでないことを考慮すると、関税局におけるデータベースは、実質的な木材流通量を扱う重要な情報ということになる。つまり、以下の情報

整理が可能であれば、伐採から輸出までを証明し得る情報となり得るだろう。

- 1). 税関手続きに必須である植物検疫認証が要求する伐採申請書提出義務を利用し、伐採申請書記載事項（年間予定伐採量）と実質的な税関手続き量の照合。
- 2). 州政府が中心となり、関税局のデータベースを業者の輸出木材量として把握し、それ以外に売買される木材量、加工用として利用される木材量などを森林局、税務検査局などとの協力で把握することで、実質的に利用された木材の出所と用途の照合。

（3）FSC森林認証の拡大

イルクーツク州における認証材の供給ポテンシャルは予想以上に高く、今後も急速に拡大する見込みがある。連邦・州政府レベルでの合法性証明の取組みがない現在、ボランティア森林認証は、木材の合法性を確認できる唯一の方法となっている。同州における森林認証の普及は、ヨーロッパに市場をもつ林産・加工業者を中心に広がってきたが、ここ数年の認証取得業者増加の背景には、日本のグリーン購入法の影響も大きくあることは強調しておきたい。

しかしながら、現状では日本の商社の殆どは、認証どころか合法性すら確認していないのが一般的な状況である。上述したFSC認証取得動機からも明らかだが、現時点での日本からの認証材の要求・確認がきわめて重要である。これまで自己努力を重ねた業者も、認証が必要ないという雰囲気になれば、認証の継続を断念するであろうし、それによりこれまでに改善されてきた森林管理やサプライチェーン管理が後戻りしかねない。業者側としては、認証取得による価格への反映、優先的な取引などを期待しているので、景気が落ち込む現在、これらの業者のモチベーションを維持するためには、買い手側からの購入意思の表明が重要であることは言うまでもない。

（4）SGS社によるVLTP認証（Validation of Legal Timber Program）

現在、イルクーツク州では、州政府の林産業者・輸出者連合の支援の下に創設されたイノベーション・サービスセンターがハバロフスクのSGSロシア代表のアンドレイ・ザハレンコフ氏と協力してVLTP（Validation of Legal Timber Program）認証の普及に携わっており、2007年末から州内の業者に取得サポートの公示をしているが、現在のところ同州内での認証企業はない。

一方ハバロフスク地方では、2009年2月時点で、3社がVLO（原産地の合法性証明）、VLC（法律の遵守証明）を有しており、1社がCoC認証を持っている。同地方におけるVLO、VLC認証は、2006年末までの間に5社が認定されたが、このうち2社は2008年の初めに認定停止処分を受けており、その後2009年までの間に認定された業者はない。

表. ハバロフスク地方のVLTP認証 (VLO) 取得企業⁵

SGS VLTP - Legal Production / 1 st stage / Validation of Legal Origin (VLO)						
SGS VLTP (VLO) Statements - issued and currently valid						
Statement no.	Valid from: (first issued)	Valid until:	Issued to: (Company Name)	(Company Address)	(Company's contact details)	Scope of Statement:
SGS-VLTP/VLO - 0001	01 June 2006	01 June 2009	Sredneamgunsky LPH, Ltd.	1, Tugurskiy etc. Berezoviy village, Solnechniy region, Khabarovskiy krai, 682738, Russia	t. +7(4212) 232866 f. +7(4212) 232866 e-mail: Yarovenko@bm.khn.ru	Two forest concessions located in the Solnechniy and P. Osipenko regions of Khabarovskiy krai, of the Russian Federation (total area: 297,992 ha; annual allowable cut: 258,000 m ³)
SGS-VLTP/VLO - 0002	11 September 2006	10 September 2009	Tis, Ltd.	1, Klubnaya, Dormidontovka village, Vyazemskiy region, Khabarovskiy krai, Russia	t. +7(42153) 45191 f. +7(42153) 45143	Forest concession located in the Vyazemskiy region (total area: 8,135 ha; annual allowable cut: 8,000 m ³), and timber processing site located in the Dormidontovka village, Vyazemskiy region, Khabarovskiy krai, Russia
VLTP/VLO - 0003	SUSPENDED since 20 February 2008		Suluk, Ltd	4-2, Molodezhnaya, Suluk village, Verhnebureinskiy region, Khabarovskiy krai, 682088, Russia	t. +7(42149) 34-464 f.+7(42149) 34-448 e-mail: sulukht@suluk.ru	Three forest concessions located in the Verhnebureinskiy and Kabarovskiy regions of Khabarovskiy krai, of the Russian Federation (total area: 115,522 ha; annual allowable cut: 143,000 m ³).
VLTP/VLO - 0004	SUSPENDED since 01 January 2008		Badgalsky LPH-2 JSC	6, Taezhnaya, Suluk village, Verhnebureinskiy region, Khabarovskiy krai, 682088, Russia	t. +7(42149) 34-640 f.+7(42149) 34-555 e-mail: BLPH2@mail.ru	Two forest concessions located in the Verhnebureinskiy and Kabarovskiy regions of Khabarovskiy krai, of the Russian Federation (total area: 199,692 ha; annual allowable cut: 114,000 m ³)
VLTP/VLO - 0005	10 November 2006	09 November 2009	National community Chuin Ltd.	2-b, Celinnaya, str., Khabarovsk, Khabarovskiy krai, 680032, Russia	t. +7(4212) 590858 f.+7(4212) 590661 e-mail: chuin@mail.kht.ru	Four forest concessions located in the Lazo and Kabarovskiy regions (total area: 227,797 ha; annual allowable cut: 104,000 m ³), three timber processing sites located in the city of Khabarovsk and Sidima village, Khabarovskiy krai, city of Birobidgan, Jewish Autonomy oblast, furniture production site located in the city of Khabarovsk, Khabarovskiy krai, Russia

表. ハバロフスク地方のVLTP認証 (CoC) 取得企業⁶

SGS VLTP - Legality-Verified (LV) Timber Chain-of-custody (CoC)						
SGS VLTP - CoC Statements - issued and currently valid						
Statement no.	Valid from: (first issued)	Valid until:	Issued to: (Company Name)	(Company Address)	(Company's contact details)	Scope of Statement:
VLTP-CoC-0001	21.01.2008	20.01.2010	Smena Trading Ltd.	28, Kalinina str., Khabarovsk, 680000, Russia	t. +7 (4212) 212131 f. +7(4212) 420510 e-mail: mail@smena.khv.ru	Purchase, storage and sale of 'legality-verified' round logs and sawn timber from the following sites: - Q&Q Department "Vanino" (located in the seaport of Vanino city, Khabarovskii krai) - Q&Q Department "Vladivostok" (located in the seaport of Vladivostok city, Primorskii krai) - Q&Q Department "Nikolaevsk on Amur" (located in the river port of Nikolaevsk on Amur city Khabarovskii krai)

WWFロシアの森林担当であるデニス・スミルノフ氏のコメントによれば、VLTP認証材による木材供給は、容量の点から言っても日本との木材取引における合法性証明としては機能していないのが現状である。以下、同氏によるハバロフスク地方のVLTP認証の現状分析を参考に記述する。

⁵ 出所：SGSロシア

⁶ 出所：SGSロシア

森林分野のインディペンデントな調査を行っているグリーンピース・ロシアが行った木材の出所に関する合法性証明スキーム評価の結果によれば、SGS社のVLTP認証スキームは、「不十分。殆どの規準に対して改良が必要」と評価されている。2007年時点、ハバロフスク地方においてVLO、VLC認証を有する3社の木材の年間供給可能量は、37万m³である。唯一のCoC認証をもつST社は、上記3社が生産した木材を取扱うことで認証材を供給できる。2007年におけるST社の取扱い木材量は、119万2,000m³で、このうち49万1,000m³が日本へと輸出されている。これを購入した日本の商社は約9社で、最も多いところで17万2,500m³の取引量があった。

このように、仮にハバロフスクのVLTP認証材全量が日本へ輸出されたとしても、日本との実質的な木材取引量を満たすことはできない。更にいえば、上記3社のうちの2社が、CoCを持つST社へ木材を販売しているかは明らかではなく、自ら輸出入業務をも行っており、2社合計で33万2000m³を中国へ輸出していることから、ST社がVLTP認証材を取引きする可能性はほぼないに等しい⁷。

(5) ダリエクスポートレス (DEL) の団体認定

極東の大手林産・輸出業者30数社による業界団体であるダリエクスポートレス (DEL) は、メンバー業者だけで年間輸出量約500万m³、日本へも約200万m³を供給する木材輸出者協会である。同協会は、2006年の日本のグリーン購入法改正を受け、これに対応するべくメンバー企業を認定する団体認定を実施したが、この時点でアンケートという手法を用いてチェックされた項目は、法人としての資格、伐採施業に関連した書類の有無など企業活動の合法性に焦点が置かれたものであり、実質的な森林管理の質や木材取引の合法性を評価するものではなかった。すなわち、木材の合法性を担保するには不十分なものであったと言える。

このような状況に関してDEL会長との会合を重ねてきたWWFロシアのスミルノフ氏によると、DELは2006年時点での団体認定をグリーン購入法の要求に対応するための一時的な施策という枠を出ないものであることを認識すると同時に、2～3年のうちにはメンバー企業へFSCなどの森林認証制度への移行を勧める予定であったとされる。

しかしながら2008年9月の時点で確認されたところでは、FSC認証を有する1社を除き、DELからの示唆によりメンバー企業が森林認証取得のための実際的な行動を起こした例はない⁸。また、2007年中にDELがメンバー企業に対して合法性証明に関して新たに監査を行った記録も残っていない。DELの団体認定の詳細は、ロシア国内では一般には公開されず、従ってロシア極東の特性に合わせた持続可能な森林経営を推進するWWFのような民間の組織が認証の根拠を精査することは不可能な状態にあった。

⁷ 木材量などはスミルノフ氏に調べによる

⁸ テルネイレスグループ、プリモルスキーGOK社やレスエクスポート社など極東における森林認証取得への動きは、DELの外部では加速傾向にあることは注記しておく。

DELによる団体認定の今後に関してスミルノフ氏が伝えるところでは、DEL側は現在(2008年中期)の段階で、既に団体認定を有しているメンバー企業に対する再監査を計画しており、自らが森林認証機関ではないことから、一般的な森林認証制度を利用した監査を想定に入れているということであった。このプロセスでは、WWFロシアが協力をするということも考慮されている。このようにDELの団体認定においては、極東ロシアの地域特性に通じた持続的森林管理法の知見を有する専門家の参加が不可欠であるのが現状と言える。また、当該の団体認定およびVLTP認証の発展を促進しない要因として、日本の買い手側からの認証への要求の低さが挙げられていることも強調しておく。

5.6. 日本の企業および関係者への提案

本調査で行った聞き取り、アンケートおよび情報収集の結果として、ロシアから木材を購入あるいはそれを利用する日本企業および関係者へは以下が提案される。

(1) 我が国業界団体による合法木材供給に関するフォローアップ

現在イルクーツク州では、大規模な林産業者を中心に経営の質向上が図られており、その流れにおいて2007年頃よりFSC森林認証を取得する業者が増加している。これを後押しした要因として、2006年9月の我が国業界団体による改正グリーン購入法の現地説明、2007年11月の全国木材組合連合会主催による現地セミナーが挙げられるなど、シベリア材の販売先である日本側からの働きかけの影響力の大きさが確認された。しかしながらその後のフォローアップのなさは、現地の業者団体および業者が同法のための対策を講じるのに十分な情動的基盤を与えていない。現在まで推し進められた個別業者内での企業努力を無駄にせず、合法木材供給へとつなげていくためには、以下の方法が提案される。

方法1：イルクーツク州政府と林産業者連合が開催する森林フォーラムへの参加

本調査中に、2009年9月に開催される「シベリア森林利用(森林フォーラム)」への参加の打診があった。その場において、州政府、業界団体、林産業者へと日本が考える合法木材調達を示すことは、我が国ガイドラインの非常に有意義な普及活動となるであろう。また、日本家屋の建築構造解説、日本国内の木材市場のしくみに関する関心が高いことから、各分野の専門家による情報提供も効果的であると思われる。

方法2：現地業界団体、州林産業当局などの日本への招致

全国木材組合連合会が開催する国際セミナーなどへ、新たに林政の中心となった州政府林業省大臣および同州におけるFSC森林認証の普及に尽力し、州政府による森林計画策定へも関与したFSC森林認証監査機関である「森林認証」社代表などを招聘し、イルクーツク州内の取組みを広く日本の業者へ周知する機会の創出することが重要である。また、日本においてシベリアの合法性証明木材、認証材を利用した加工製品の展示

会実施の機会を創出することで、日本の木材利用者のシベリア材に対する認識を変革させることも大切になるであろう。

方法3：ダリエクスポートレス、日本側業界団体、民間団体による団体認定の改良

本報告書5.5において記した状況に対し、WWFロシアのスミルノフ氏の提案では、ダリエクスポートレスの団体認定を日本の合法木材調達に適合する制度として改良するためには、ダリエクスポートレス、日本側業界団体（全国木材組合連合会）に加え、極東地域の合法木材調達の課題に取り組むWWFロシアなどの民間団体を加えた会合を組織し、効果的な合法性証明制度創設のための具体的なアクションプランを取り決める必要がある。

（2）日本企業からの合法材への要求の強化

現在は殆どない日本商社からの合法性証明木材への要求を強化する必要がある。これを有効に行うには、上述した我が国業界団体（全国木材組合連合会）による、合法木材調達に関する現地でのフォローアップ、および日本国内における木材利用業者間での合法木材に対するニーズを向上させることが必要となるであろう。

（3）ロシアの森林認証取得業者と日本側利用者との新たなビジネスモデルの推進

現在、日本では小規模ではあっても、社会的に公正な木材、環境保全の視点に立った木材調達を目指す業者が少しずつだが増加している。ロシアからの合法木材調達を希望する業者と現地で合法材を供給できる業者を直結させることで、新たな合法木材ビジネスのモデルを創出することも、合法木材調達を推進するための有効な方法となるだろう。例として、高度な加工を行う現地FSC認証保有業者と日本側ビルダーによる、100%FSC認証材による「サイベリアンハウス」などは、興味深い取組みとなるであろう。また、日本側の業界団体などの協力で、買い手を組織してシベリアへミッションを派遣する機会を創出することも効果的であろう。

（4）合法性の確認

連邦および地方・州政府レベルでの合法性証明制度が確立されていない現在、合法木材を調達するために第一に推奨される方法は、既にFSC認証を取得し合法木材を供給することができる業者との取引を優先することであろう。アンケートにおいても明記されているが、このような業者は自社での書類管理能力が非常に高く、伐採証明書は長期に渡り保管している。また、自社伐採リース内での保護価値の高い森林の保護や、FSCの規準に従った伐採方法の採用など安定した森林管理を行っていることが証明されている。現在は日本側からのFSC認証に対する要求がないため、証明書類は業者側からはあえて提出されないが、要求次第では合法性を証明するに足る書類を日本側買い手が確認することは可能である。

先に5.5で述べたように、イルクーツク州に限って言えば、税関が行うバーコードシステムとデータベース管理を、州レベルにおいて政府、森林局、警察局などで共有することでサプライチェーンの大部分における合法性を証明できると想定される。これにハバロフスク地方において連邦獣医・植物衛生監督局が行ったような、植物検疫認証手続きの際の伐採証明書類（伐採申請書）あるいは木材売買契約書の提出義務の強化を行えば、税関がこれまでも手続きの際に必須としていた植物検疫認証がもち得る情報量が拡大する。このように税関データベースを州政府レベルで共有し、データの整合性に基づき州レベルでの合法性証明を発行することが出来れば、理論的には伐採から輸出までのサプライチェーンを証明し得ることも可能である。

上述した何れの方法にしても、重要となるのは、日本側からの合法木材基準の明示を軸とした証明書発行要請であろう。

6. ガイドブック

ここからは住宅建設や家具販売などを通して、ロシア材（北洋材）を（潜在的に）使っている方たちへのガイドです。

6.1. ロシア材とは？

6.1.1. 使用用途から見たロシア材

ロシア材はどこに使われているのでしょうか？

日本の住宅であれば、梁や桁など構造用集成材のラミナ、間柱や垂木などの小割製材、面材としての構造用合板、階段の段板や天板のための集成材ボード（フリー板）、フローリングや家具（無垢および突板）、などに使われています。

表：住宅部位別ロシア材使用箇所

	主な樹種	原木の主な伐採地	製品の主な製造地
構造用集成材（梁桁など横架材）のラミナ	アカマツ	イルクーツク州	イルクーツク州、ハバロフスク州
羽柄材（垂木、間柱、胴縁、野縁など）	アカマツ	イルクーツク州	イルクーツク州、ハバロフスク州、富山県
針葉樹構造用合板	ラーチ（カラマツ）	ハバロフスク、イルクーツク州	宮城、秋田、岩手、石川、京都、鳥取、島根、熊本
シナ合板	シナノキ	沿海地方	北海道
ランバーコア合板	シラカバ、ポプラ（ヨーロッパヤマナラシ）	沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州	中国（内蒙古自治区、黒龍江省、遼寧省）
パイン・フローリング	アカマツ	イルクーツク州	中国（遼寧省、内蒙古自治区、黒龍江省）
ナラ（オーク）・フローリング	モンゴリナラ	沿海地方	中国（遼寧省、黒龍江省、江蘇省、浙江省）
階段踏板、手摺、カウンター用の集成材	タモ、ナラ、ニレ（アカダモ）	沿海地方	中国（遼寧省、黒龍江省）
家具	タモ、ナラ、ニレ	沿海地方	中国（遼寧省、黒龍江省）
家具	パイン（アカマツ）	イルクーツク州	中国（遼寧省、内蒙古自治区、黒龍江省）

6.1.2. 樹種から見たロシア材

ロシア材にはどのような樹種があるのでしょうか？日本で使われているロシア材の主な樹種は、針葉樹では、アカマツ、カラマツ、エゾマツ、トドマツが、広葉樹では、ナラ、タモ、ニレ、シナ、カバなどがあります。

表：主なロシア産木材樹種

一般名・商業名	主な産地	特徴
針葉樹		
アカマツ、北洋アカマツ、パイン材 <i>Pinus sylvestris</i>	イルクーツク州	辺材は淡い黄白色～淡い赤色、心材は淡い褐色～赤褐色で、辺心材の境目はややはっきりしない。木理は通直、肌目は産地によって密～粗まで幅があり（シベリア産のものは生長が遅いため細かい）、脂条（やにすじ）がかなり多い。国産のアカマツと比べ、やや軽軟で強度も劣るが、大径木が得られやすい利点がある。耐朽性は中程度。

カラマツ、北洋カラマツ、 ラーチ <i>Larix gmelinii, Larix dahurica</i>	ハバロフスク地方、イルクーツク州	辺材は淡い黄白色、心材は黄褐色～紅色を帯びた黄褐色。木理は通直、肌目は粗い。重硬で強度もあるためやや加工がしにくい。乾燥は容易だが狂いが出やすいため注意が必要。耐朽性は中程度。
エゾマツ <i>Picea jezoensis</i>	ハバロフスク地方、沿海地方	辺材は淡い黄白色、心材は淡い赤褐色で、辺心材の境目ははっきりしない。木理は通直、肌目もやや緻密で光沢がある。やわらかく軽いため、乾燥・加工が簡単で、表面の仕上がりも良好。耐朽性は小。
トドマツ <i>Abies sanchalinensis, Abies sibirica</i>	ハバロフスク地方、沿海地方	全体に白色～黄色を帯びた白色で、辺心材の境目ははっきりしていない。木理は通直、肌目は粗く、特有の臭気がある。比較的、軽くやわらかいため乾燥・加工性は高いが、割れやすく、やや狂いが出やすいので注意が必要。保存性は低く、耐朽性も小さい。流通・利用面ではエゾマツと区別されず「エゾトド」と扱われる。
チョウセンゴヨウマツ、 ベニマツ <i>Pinus koraiensis</i>	沿海地方	辺材は淡い黄白色、心材は淡い黄褐色～淡い赤色を帯びる。木理は通直、肌目も緻密。やや軽軟で加工性がよく、狂いも少ないが、割れやすいので注意が必要。脂条（やにすじ）が多い。耐朽性は小～中程度。
広葉樹		
ナラ、モンゴリナラ <i>Quercus mongolica</i>	沿海地方	辺材は淡い紅色を帯びた白色、心材はくすんだ淡い褐色で、辺心材の境目は明瞭。木理は交錯、肌目も粗いが、柾目面に虎斑（とらふ）といわれる独特な紋様を呈する。伸張・反張しやすく、特に乾燥には注意が必要。重硬なため加工性もやや悪い。耐朽性は中程度。通気性に配慮すれば長期間の使用に耐えることができる。
タモ、ヤチダモ <i>Fraxinus mandshurica</i>	沿海地方	辺材は淡い黄白色、心材は淡い灰褐色で、辺心材の境目は明瞭。木理はほぼ通直だが肌目は粗く、時に縮杣（ちぢみもく）などの美しい杣目が現れる。重硬で靱性・弾力性に富んでいる。加工性・耐朽性は中程度。
ニレ、アカダモ <i>Ulmus davidiana</i>	沿海地方	辺材は褐灰白色、心材はくすんだ淡い黄褐色～淡い褐色で、辺心材の境目は明瞭。木理はほぼ通直だが肌目は粗い。やや重硬のため加工性にはやや難がある。狂いが出やすいが、靱性が高いので曲木に適している。耐朽性は小～中程度
シナ、シナノキ <i>Tilia amurensis</i>	沿海地方	辺心材の境目は不明瞭で、辺材は淡い黄白色～淡い褐色、心材は淡い黄褐色～褐色を呈している。木理は通直で肌目も緻密。軽軟で乾燥・加工は容易だが、割裂しやすいので注意したい。耐朽性は極めて小さい。
クルミ、オニグルミ、満州クルミ <i>Juglans mandshurica</i>	沿海地方	辺材は灰白色、心材はくすんだ淡い褐色～黄褐色、時に淡い紫色を呈しており、辺心材の境目は明瞭。木理は交錯し肌目もやや粗いが、独特の光沢をもつ。軽軟で加工性が良い上、割れや狂いが少なく、靱性も高い。耐久性は小～中程度
カバ、カンバ、シラカバ <i>Betula platyphylla</i>	沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州	心材と辺材の境ははっきりしていない。木材の色は黄白色～淡黄褐色である。肌目は精で、木理は通直なことが多い。立ち木も、丸太も菌の害を受けやすく、変色をしていることがしばしばある。やや軽軟な木材で、保存性の非常に低い木材である。
ポプラ、ヤマナラシ <i>Populus tremula</i>	沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州	辺材と心材の区別はあまり明瞭でない。心材は乳白色から、非常に淡い淡黄白色。一般に木理は通直で、少し毛羽立っている触感があるが、肌目は精で均一である。

6.1.3. 主なロシア材製品

ア) 住宅・建設用製材品

ロシア産のアカマツやエゾマツ製材は、安価で強度が高いことから、垂木、間柱、胴縁、野縁などの住宅建築用の小割製材として、日本の木材業界で圧倒的なシェアを占めてきました。日本海沿岸、特に富山県でこのロシア産丸太に特化した製材業が発達してきましたが、近年ロシアの丸太輸出規制も加わり、日本のロシア材製材業界は急速に縮小しつつあります。一方、アカマツ産地のイルクーツク州では、80年代後半から日露合弁企業によ

る日本向け製材品の生産・輸出が開始、以降、製材品の輸出は徐々に拡大してきました。近年は、ロシア経済の急成長にともない、モスクワからの投資も相次ぎ製材加工設備が急速に発達しつつあります。

イ) 針葉樹構造用合板（ラーチ合板）

ネダノンなど構造用合板の材料としてロシア産カラマツ（ラーチ）は今では日本市場で非常にポピュラーな木材になっています。日本の合板産業ではもともとラワン材と呼ばれる熱帯材をその原料として使ってきましたが、熱帯林減少の問題に直面し、1990年代半ばから針葉樹のカラマツを使った生産を本格的に始めました。その後、建築基準法に基づく耐力壁として針葉樹構造用合板の使用が住宅建築に広く普及、ロシア産カラマツの使用量は大きく増加しました。しかし、2007年から始まったロシアの丸太輸出規制により、このトレンドは大きく変化、現在はロシア産カラマツから国産のカラマツやスギに急速に転換されてきています。

ウ) 広葉樹製品

ナラ、タモは日本の森林にも存在していることから馴染みのある樹種として主に無垢の家具材や床材として好んで使われてきました。特に、広葉樹の森林資源が豊富であった旭川など北海道にこれらの工場が多く存在していました。しかし、ロシア産広葉樹を使った中国製品に押されて国内の広葉樹加工産業は衰退。現在国内の家具メーカーでこれらのロシア産広葉樹材を使用しているのは職人による高級家具やオーダー家具などに限られ、したがって規模も小さく全体需要量も小さくなっています。

現在、国内の家具メーカーや建材メーカーで普及製品用に使われている材は、MDFや合板が主体で、これらに突板やプリント化粧貼りをした製品が多くなっています。しかし、ロシア産ナラ、タモは比較的安価で狂いも少ないことから、階段や家具天板用の集成フリー板や無垢のフローリングなどとして日本の住宅業界から安定した需要があります。しかしこのフリー板や無垢フローリングも多くが中国で製品加工された輸入品です。

6.2. 現状編

6.2.1. ロシアの森林の特徴

ロシアには、タイガと呼ばれる広大な森林が広がっており、世界第一位の森林面積（8.1億ha）を誇る森林大国です。日本が調達している木材の産地は主には極東と東シベリアと呼ばれる地域です。極東では、沿海地方とハバロフスク州、東シベリアではイルクーツク州がその主要な産地です。それぞれの産地ごとに顕著な違いがあります。



図. ロシアの日本向け木材の主要生産地

出所：ロシア科学アカデミー極東地質学研究所の資料を元に作成

日本海を挟んで北日本の対岸に位置する沿海地方は、ナラ、タモ、ニレなどの落葉広葉樹が生育している、ロシアでも非常に稀な森林生態系を有しています。しかし、これまでの伐採により南部～中部では良質の木材資源が減少してきており、近年の主な伐採地は、沿海地方の北部です。

沿海地方の北、オホーツク海に面するハバロフスク地方は、寒冷な気候からカラマツやエゾマツを中心とした針葉樹タイガが広がります。

東シベリアのバイカル湖の西北に位置するイルクーツク州は、アカマツとカラマツが優先する針葉樹林が特徴です。

いずれの地方でも、交通アクセスが容易なところでは森林開発が進み、もともとの植生は伐採や火災による擾乱を受けて、シラカバやヤマナラシが優先する若い森林や、更新が不十分なままの疎林が多く見られます。

表. 森林の状況

沿海地方	ハバロフスク地方	イルクーツク州
面積： 1659万ha	7886万ha	7748万ha
森林面積： 1185万ha	7370万ha	7130万ha
森林被覆面積： 1137万ha 森林フォンドの97%	5092万ha 森林フォンドの88%	6290万ha 森林フォンドの92.2%
主な樹種： 針葉樹（66%）、硬質広葉樹（21%）軟質広葉樹（12%）。	針葉樹（84%）、硬質広葉樹（3%）軟質広葉樹（7.6%）。	針葉樹（76%）、軟質広葉樹（17%）、低木（7%）。

<p>エゾマツ、トドマツ、カラマツ、チョウセンゴヨウマツ、モンゴリナラ、ヤチダモ、シナノキ、マンシュウグルミ、ハルニレ、イチイ、カンバ、ヤマナラシなど</p>	<p>上記針葉樹のうち、カラマツが65%、エゾ・トドが30% アカマツ、シラカバ、ポプラ（ヤマナラシ）</p>	<p>上記針葉樹のうち、アカマツとカラマツが3分の1ずつ エゾマツ、シベリアマツ、シラカバ、ポプラ（ヤマナラシ）</p>
<p>ナラ、タモ、シナなどの広葉樹や針葉樹のチョウセンゴヨウなど高価な樹種が分布している地域です。広大なロシアの森林でもこうした樹種が豊富に存在するのは沿海地方のみです。かつては北東アジアに広く分布していた冷温帯の落葉広葉樹林の天然林ですが、日本～朝鮮半島～中国東北部にかけてはこれら天然林の大部分が失われてしまいました。沿海地方の森林は面積、資源の質・量の面から見ても最後に残されたフロンティアです。絶滅が危惧されているアムールトラやアムールヒョウとともに、狼やヒグマ、シマフクロウなどの野生動物も豊富な森林です。</p>	<p>極東ロシア、沿海地方のすぐ北に位置していますが、寒冷的な気候のため、カラマツやエゾマツ、アカマツなどの針葉樹が優先する地域です。カラマツは内陸部、エゾマツは南東部に多く見られます。 広葉樹については地方南部の一部を除けば、ナラやタモはほとんどなく、カバやヤマナラシに限定されます。特に沿岸部のワニノなど輸出港の周辺地域では伐採が進んでいることから針葉樹の成熟林はほとんど残存しておらず、カバやヤマナラシが優先する森林に劣化しています。</p>	<p>イルクーツク州は、ロシア連邦中央、東シベリア管区の南東部に位置する州（oblast）で、世界最深かつ最大の貯水量を誇る淡水湖、バイカル湖の西側に位置する地域です。アカマツやカラマツの主要産地です。伐採が行われているのは中部以北の森林で、冬は-40℃も下回る極寒の地です。州北部は永久凍土または半永久凍土となっており、森林の大規模な伐採で凍土の融解や地下水位の変化、河川流量の変化などの影響も現れています。 州の北部やバイカル湖の北西部には、先住少数民族エベンキ人の居住区・狩猟区があり、保護価値が高い地域です。</p>

6.2.2. ロシアの森林行政・法制度

2007年1月1日施行の新森林法は、これまで細則の整備や地方行政の体制整備が追いついておらず、確固とした法施行体制が整っていないため、証明制度や伐採リースなどの情報が不明確な状況でした。

しかし新たに林政の担い手になった地方政府およびその下に再編された森林局は、森林管理機関の改編、「森林計画」に基づいた伐採リースのオークション、伐採証明書制度に代わる申請制度の準備を終え、2009年1月1日から本格的に新森林法の下での林政を開始します。つまり、これまで連邦主体で行われてきた森林管理が、地方・州の特性に合わせて個別に計画され、実施されることになるため、木材生産地別の状況を考慮した木材購入の必要があると言えます。

2009年初頭時点での状況をもとに合法性を確認する上で有用な情報を以下に整理します。

ア) 「森林計画」について

森林計画 (лесной план) は、地方・州内での森林開発計画(план совоения лесов) (2008～2019年) を定めたもので、森林の特性、森林利用、保全、再生などの情報が記載されており、伐採リース譲渡や伐採申請制度の根拠となっています。この森林計画は、地方・州政府へ照会が可能です (一部、HPなどでも閲覧可能)。

イ) 森林利用権に関わる法制度・・・伐採リース (アレンダ) について

新森林法では、伐採リースは、「オークション」によって譲渡されます。2009年以前に伐採リースを譲渡された業者も、2008年12月31日までに伐採リースの再契約を行わなければなりません。つまり2009年1月からは、これまでの伐採証明書は有効期限が2009年以降に設定されている場合でも無効になるので注意が必要です。新規伐採リースのオークション情報 (リース面積、年間許容伐採量、伐採区の位置、管轄山林区など) は、地方・州政府へ照会が可能です (一部、各地方政府のHPなどでも閲覧可能 * 沿海地方)。

ウ) 伐採 (森林利用) に関わる法制度・・・伐採申告制度と木材売買契約について

2009年1月1日からこれまでの伐採証明書制度に代わり伐採申告制度が開始されます。伐採リースをもつ業者は、「森林申告書の記入・提出規則」に従い、申告書を地方・州政府へ毎年提出しなければなりません。申告書には、森林利用に関する情報と契約年月日、契約番号、申告期間、ならびに、森林開発計画監査を承認した機関の名称と承認年月日が記載されます。また申告書には、より詳細な森林利用情報を記載した添付資料が付されます。また、伐採リースをもたない業者は、木材売買契約により木材を利用することになります。つまり、ロシアで生産された木材は、上記いずれかの書類に基づいて、出所が確認されることとなります。

エ) 輸送に関わる法制度

木材輸送の過程そのものに直接関わるのは連邦法である民法の第40、41章、輸送される商品の販売に関わるのは、第30章となっています。税関までの木材輸送を行う企業や個別業者は、伐採証明書の番号と発行年月日、木材集積確認書、木材輸送ナンバー、運搬者の名前と業務を委託された場所が記された通行リストと貨物引換書の携帯が義務付けられています。流通経路が複雑な場合は、これらの書類をそろえることで遡及性が上がります。

オ) 加工に関わる法制度

製材、加工の過程に関わる法規には、建築基準の СНиП (SNiP)、国家製品規格の ГОСТ (GOST)、技術基準の ТУ (TU)、業種別規格の ОСТ (OST) などがあります。ロシアで合法的に生産される木材加工製品は、上記の基準および規格に適合していなければなりません。

原木への輸出関税が段階的に引き上げられているのに対し、木材加工製品に対する輸出

関税は免除されています。

カ) 輸出に関わる法制度

2006年3月23日付けのロシア連邦政府令、2007年2月5日付けでこの政令に加えられた修正、2006年12月23日に発効した政府令によって、ロシアから輸出される未加工木材に対する1 m³あたりの関税は、2011年までに段階的に最大80%まで引き上げられることが発表されました。

表. 輸出税と最低税額の推移 (m³当たり)

品目		07年7月1日	08年4月1日	09年1月1日	11年1月1日
針葉樹丸太	%	20	25	80	80
	ユーロ	10	15	50	50
広葉樹丸太	%	20	20	80	80
	ユーロ	24	24	50	50
ポプラ	%	10	10	80	80
	ユーロ	5	5	50	50
完全に加工されず、多少皮がついている用材、15cm厚以下	%	20	25	80	80
	ユーロ	10	15	50	50

しかし、2008年11月に行われたプーチン首相とフィンランド首相の会談を機に、2009年の関税引き上げが9～12ヶ月延期されることが発表され、2008年末には、12ヶ月の延期が決定されました。ロシア国内での聞き取りでは、経済危機が深刻な問題となっているため、更なる延期もあり得るという見方もあります。

木材を輸出する業者は、ロシア国内法の要求に従い、以下の書類を揃えなければなりません。つまりロシアにおいて合法的に對外経済行為を行う企業体は、以下の書類により輸出される木材製品の合法性を証明していることになります。

表. 木材輸出に必要な書類一式⁹

No	手続き書類	適用
1	對外経済契約書	必須
2	輸出取引パスポート	必須
3	木材発送場所に関する税関における手続き許可を求めるために税関へ送付するレター	必要に応じ
4	登録取消し措置を受けた場合に税関手続き許可を求めるために税関へ送付する申告書	必要に応じ
5	インボイス	必須
6	認証 (製品仕様)	必須
7	植物検疫証明書	必須
8	関税支払いと鉄道運賃支払いのための支払い委託書	必須

⁹ wood.ruより引用

上記7「植物検疫証明書」に関しては、2008年後期よりロシア連邦農業省下の獣医・植物衛生監督局による伐採証明書類（2009年以降は伐採申請書および木材売買契約書）の確認条件が厳しくなり、ハバロフスク地方およびユダヤ自治区の当局では、実際に取締りが強化されています。つまり、同地域では、植物検疫証明書が実質的には、木材の出所を表す証明書類となっていることが確認されていますが、沿海地方、イルクーツク地方、アムール地方など他の地域においては、取締り強化は行われていません。

6.2.3. ロシアの木材産業

ここでは、ロシアの木材産業、とりわけ日本との関わりが深い、沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州の状況についてのトレンドを示します。

表. 木材産業の状況

沿海地方	ハバロフスク地方	イルクーツク州
<p>◎豊かな広葉樹資源を利用した丸太、製材生産がメイン。</p> <p>3地域のなかで最も加工レベルが低い地域といえるでしょう。</p> <p>テルネイレスグループなど一部では加工業（単板生産）を発展させる動きがありますが、多くの業者は原木や一次製材の供給にとどまっています。家具用途となる高級樹種が豊富で、これを利用した集成材の生産に着手している業者も数社あります。</p> <p>中露国境に接しているため、生産流通は最大の需要者である中国市場にコントロールされており、中国人による製材工場の進出や違法な木材調達広がっています。</p>	<p>◎カラマツの集材、輸出を行うシッパー業務がメイン。</p> <p>3地域のなかにあって伐採業と木材加工業に関しては、両地域の中間的な位置づけですが、輸出港が近いという地勢的な要因もあり、集材、輸出業が発達したため、大手シッパーが集まっています。</p> <p>カラマツの丸太生産が盛んであり、エゾ・トドも多いです。</p> <p>日本企業の資本と技術を用いた単板工場、他の外国企業によるMDF生産工場建設が現在進行中です。</p> <p>大型輸出港、鉄道、陸路などを利用し、中国、日本、韓国他の諸外国へ同地方、アムール州、イルクーツク州などから集材した木材を販売しています。</p>	<p>◎昔からの林産業の基盤を利用した、紙・パルプ産業、アカマツ製材業がメイン。</p> <p>3地域のなかで最も林産・加工業が進んでいる地域です。</p> <p>ソビエト連邦時代の林産業コンビナートを基にした紙・パルプ産業や日本向けのアカマツ製材業が発達しています。</p> <p>近年はFSC森林認証を取得する業者が急増中で、経営の質が向上中です。</p> <p>なかには、小規模ながら30種近い加工品を製造できる体制をもつ業者もおり、最新機器の導入や経営の効率化が図られています。</p> <p>現在州内では、中国企業による製材工場、単板製造工場のプロジェクトも進行中であり、木材加工業の更なる発展が期待されています。</p>

<p>木材製品別生産量：（2007年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸太 473.81万m³ ・製材 34.19万m³ ・ベニヤ 181.27万m² ・扉材 700m² ・窓枠材 2.19m² ・枕木 2.78万個 ・ボール紙 1.979トン ・ダンボール 2.8257トン <p>出所： 沿海地方森林計画（2008）</p>	<p>木材生産量：（2007年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸太 840.1万m³ ・製材 67.6万m³ ・化学パルプ 0 ・単板 0 ・パーティクルボード 3.3万m³ ・集成材 8300m³ ・チップ 1.35万m³ <p>出所： ハバロフスク地方森林計画（2008）</p>	<p>木材生産量：（2005年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸太 2090万m³ ・製材 250万m³ ・パーティクルボード 16.95万m³ ・ファイバーボード 2.8万m³ ・合板 15.51万m³ ・パルプ材 129.5万トン ・紙 2400トン ボール紙 21.44万トン <p>出所： 2006-2015年イルクーツク州 林業セクター発展構想（2006）</p>
--	--	--



写真：（左）最新鋭の機器を導入した製材工場
（右）臨機応変に29種類の製品を生産できる

（1）ロシアの主要木材業者一覧

会社名	樹種	積込地	輸出量（又は生産量）
ALFA-1	エゾ松、カラ松	ワニノ	英企業系支援、1万5千m ³
ALIS INTERNATIONAL	エゾ松、カラ松	ワニノ、ナホトカ、ヤーゴドヌイ	アムール河周辺材。シェレホフスキー、ティンダレスなどの輸出窓口。25万m ³
AMURSIBULES	カラ松、エゾ松	ワニノ、ナホトカ	アムール河周辺材。シェレホフスキー、5万m ³ 。中国輸出中心、日本（30%）
ARKAIM	カラ松（67%）、エゾ松（33%）	ワニノ、アムール諸港	ワニノ周辺で自社伐採、53万8千m ³ 。日本60%、その他40%。カラ松4.3m、5.2m、6mなど
ASIAN PACIFIC COLLABORATION	エゾ松、カラ松	ワニノ	

ASIA EXPORT	エゾ松、カラ松	鉄道による中国向け中心	11万5千m ³ 、中国10万m ³ 、日本1万2千m ³
BUSINESS MARKETING	カラ松（60%）、エゾ松（40%）	ワニノ、ポリショイカメン	スレドネアムグンスキーを軸に自社伐採。医療機器会社が母体。日本向けはNTB PROJECT、中国向けはASIA EXPORTが輸出窓口、18万m ³ 。中国75%（鉄道利用）、日本25%
DALLESPROM	エゾ松、カラ松	ワブビ、デスカトリ、アムール諸港	自社伐採、及び集材。40万m ³ 。うち中国20万m ³ 、日本10万m ³ 。
ELSI	エゾ松、広葉樹	ナホトカ	沿海州材、7～8万m ³ 。中国、韓国中心。エゾ松は北海道向け。
EXTRALES	エゾ松、カラ松	ワニノ	8万m ³ 、中国、韓国中心。
FAREASTERNSUPPLY	広葉樹（ナラ、タモ）、広葉樹原版	ワニノ	05年設立のため、実績不明
FLORA	カラ松（60%）、エゾ松（40%）、エゾ松・カラ松製材	ソフガヴァン、ポリショイカメン	コロソモリスク、ゴーリン、アムグン他での自社伐採及び、集材。62社と連携。72万m ³ のうち、中国33万m ³ 、日本27万m ³ 。他に日本向け製材2万7千m ³ 。
FOREST STARMA	カラ松（75%）、エゾ松（15%）、カバ他（10%）	シジマン	自社伐採、35万m ³ 。日本向け、中国向けほぼ均等。
GERMES	エゾ松	ソフガヴァン	自社伐採、6万m ³ 。韓国、中国向け中心。
GIDEXPORT	カラ松、エゾ松	ワニノ	8万m ³
KORDAIT	カラ松（70%）、エゾ松（30%）	ワニノ	自社伐採と集材。13万m ³ のうち半分が自社材。
LESINVEST	アカ松原版	ナホトカ	1万2千m ³
LESPROM	カラ松、エゾ松	ソフガヴァン、ネリマ、ポドゴルヌイ	8万m ³ 。ネリマからは北海道向けエゾ松（3.65m）出材。
LESTRANSSERVICE	エゾ松（70%）、カラ松（30%）	ワニノ	自社伐採、5万m ³ 。中国、韓国向け中心。
MOLLFOREST	エゾ松（50%）、カラ松（50%）	ナホトカ	アムール材、3万m ³ 。カラ松は、5,2m、6m、8m。
NTB PROJECT	カラ松、エゾ松	ワニノ	ビジネスマーケティング社の輸出窓口会社。
PRIMORSKLESPROM	エゾ松、カラ松、ベニ松、広葉樹	ルドナヤブリスタン、オリガ、スベトラヤ	67万m ³ 。それぞれ中国40万m ³ 、韓国16万m ³ 、日本10万m ³ 。エゾ松は北海道向け（3,65m）も。

RH FAREAST	カラ松(75%)、エゾ松(25%)	ナホトカ	自社伐採（ビチ地区）。40万m ³ 。中国70%、日本30%。
RH INTERNATIONAL	カラ松、エゾ松	ナホトカ	自社伐採（スクパイ地区）。18万m ³ 。中国20%、日本80%。
ROS EXPORTLES	エゾ松	デスカトリ	20万m ³ 。
SAHALIN SHELF LOGISTICS	エゾ松	サハリン諸港	3万m ³ 。韓国向け中心。
SAR	エゾ松（50%）、カラ松(50%)	ワニノ、ソフガヴァン	自社伐採。15万m ³
SHELEKHOVSKIY KLPH	カラ松	ヤーゴドヌイ	アムール河近辺で自社伐採。直輸出は5万m ³ のうち、日本2万5千m ³ 、中国2万4千m ³ だが、アリスインターナショナルやケルピーなど他の会社を通して45万m ³ 輸出。うち中国30万m ³ 、日本13万m ³ 、韓国1万9千m ³ 。
SIGMA FOREST	エゾ松（10%）、カラ松(90%)	ナホトカ	自社伐採。6万m ³ 。日本90%、他韓国。
SILVER LINE	カラ松、エゾ松	ナホトカ	
SMENA TRADING	エゾ松（10%）、カラ松(90%)	アムール諸港、ワニノ、ウラジオストク	97万m ³ 。中国53万m ³ 、日本33万m ³ 、韓国10万m ³ 。シベリア材の取り扱いも始める（ウラジオストク出し）。
SULUK	カラ松、エゾ松、白カバ	ウラジオストク	12万m ³ 。中国9万6千m ³ 、日本2～3万m ³ 。
TERNEYLES	エゾ松、カラ松、ベニ松、広葉樹、製材、集成材、チップ	ブラスタン、アムグ、スベトラヤ、ザラトヤ	自社伐採。120万m ³ 生産、輸出77万m ³ 。うち日本40万m ³ 、中国15万m ³ 、韓国15万m ³ 。サルマガ林区などでFSC認証（139万ha）。輸出量は60万m ³ 、うち日本30万m ³ 。製材会社アーオーブラスタン、集成管柱STSテクノウッド、広葉樹PTSハードウッドなどがある。
TERNEYLES STORY	広葉樹（ナラ、タモ）丸太メイン、ナラ、タモの製材、フリー板	ブラスタン	10万m ³ 、日本7千～8千m ³ 。
TORITON	エゾ松(60%)、カラ松（40%）	ソフガヴァン	26万m ³ 。日本6万m ³ 。
TYNDALES	カラ松	ナホトカ	32万m ³ 。中国18万m ³ 、日本10万m ³ 。
VANINOLESEXPORT	エゾ松、カラ松	ワニノ	4万5千m ³ 。韓国3万8千m ³ 、日本6千m ³ 。

VEGA	カラ松、エゾ松、製材品	ワニノ	20万m ³ 。カラ松中心で4.3mなど乱尺も伐採。カラ松は日本、エゾ松は韓国。
VODOLEY	カラ松、エゾ松	ワニノ	自社伐採。カラ松は4.3mの乱尺
VOSKHODLESOROM	エゾ松、カラ松	ワニノ	
VOSTOKLES	エゾ松	沿海州材	
YUMAKS-DV	エゾ松、カラ松	アムール諸港	10万m ³ 、中国90%。
ZEYSKIY LPK	カラ松、エゾ松	ポストチヌイ	22万m ³ 。ティンダレスのカラ松の輸出。中国16万m ³ 、日本6万m ³ 。カラ松は日本、エゾ松は中国、韓国へ

出典：木材・建材ウイクリー

表.イルクーツク州の丸太輸出業者

会社名	樹種	積み地	輸出量（又は生産量）
AGIV	アカ松、カラ松、アカ松原版	ナホトカ	カラ松は乱尺物も供給
ANTIPOD	アカ松	ナホトカ	5万m ³
BAIKAL EXPORT	アカ松、カラ松	ナホトカ	6万m ³
BAIKALLES	アカ松、カラ松	ナホトカ	
DALIEXPORT	アカ松、カラ松、エゾ松（アカエゾ）	ナホトカ	10万m ³ 。中国中心、日本30%。
EASTGULFES	アカ松（75%）、カラ松（25%）	ナホトカ	25万m ³
IRKUTSK LESPROM	アカ松、カラ松、アカ松原版	ポストチヌイ	自社伐採。
KATA	アカ松（80%）、カラ松（20%）	ウラジオストク	12万m ³ 。自社伐採。
KILENSKLES	アカ松	ナホトカ	自社伐採。15万m ³ 。
MALTAT	アカ松、カラ松	ナホトカ、ポストチヌイ	クラスノヤルスク産で30万m ³ 。輸出窓口はオーシャン・パシフィック・カンパニー。
MS UNITED	アカ松（65%）、カラ松（35%）、アカ松原版	ナホトカ	80万m ³ 。うち日本60万m ³ 。カラ松は6m材も
NB	アカ松原版	ナホトカ	8万m ³
NB TRADING	アカ松、カラ松	ウラジオストク、ナホトカ	5万m ³
NORD CLASSIC	アカ松	ナホトカ	11万m ³
PROMSIB	アカ松	ナホトカ	ブラーツクで自社伐採するも減少。35万m ³ 。ロシア木材経由で輸出。

RUSSIAN WOOD AGENCY	アカ松、カラ松、アカ松原板	ナホトカ、ポストチヌイ	キレンスクレス、ヤンタリレス、ジェレズノゴルスクレス、ザーブ、シブエクスポートレス他各社材取扱で40万m ³ 。
SANYINA	アカ松、カラ松	ウラジオストック、ナホトカ	15万m ³
SIB EXPORTLES	アカ松、カラ松	ナホトカ	30万m ³ 。ロシア木材経由輸出
SUNRAY	アカ松（70%）、カラ松（30%）、アカ松製品	ナホトカ	アカ松丸太10万m ³ 、完成品3万6千m ³ 。今年度は製品輸出に軸足を移していく。
THOMEST	アカ松、カラ松	ナホトカ	20万m ³ 。日本12~15万m ³ 、韓国2万m ³ 、中国3万m ³
VIZANT	アカ松丸太、アカ松製品	ナホトカ	
VOSHODLESPROM	カラ松	ナホトカ	中国向け主体
VOSTOK EXPORTLES	アカ松、カラ松、アカ松原板	ウラジオストック	日本のみ13万5千m ³
WOOD TRANSIT	アカ松	ナホトカ	4万m ³ 、ロシア木材経由輸出
YANTALLLES	アカ松、カラ松、アカ松原板	ナホトカ	6万m ³ 。ロシア木材経由輸出
ZABAIKALES	アカ松	鉄道経由	全量中国

出典：木材・建材ウイクリー（2006）

表.イルクーツク州の製材品輸出業者

会社名	樹種	積み地	輸出量（又は生産量）
ANGALAPLUS	アカ松原板	ナホトカ	3万m ³ 。ブラーツク近郊のアカ松
ALDAN LESPROM	カラ松土台角材、アカ松原板	ナホトカ	6千m ³ 。レンスクのアカ松、カラ松
DACO LESPROM	アカ松KD原板	ワニノ、ナホトカ	5万m ³
IGIRMA TAIRIKU	アカ松製品、原板	ワニノ	10万m ³
ILIMWOOD	アカ松KD原板	ナホトカ	6千m ³ 、中国、中東向け輸出会社
JELEZNOGORSKLES	アカ松原板（グリーン7~8割、KD）	ナホトカ	自社伐採。2万4千m ³
JENISEI	アカ松製品(KD)	ポストチヌイ（コンテナ、釜山経由）ウラジオストック、ワニノ	ウスチ・イリムスクの材。生産量は9万m ³ 。日本向け7万m ³ 、集材生産計画。コンテナも数本
KODOK	アカ松原板（全量KD）	ナホトカ	8万4千m ³ 。日本4万2千m ³

KLM	アカ松原板（グリーン、KD）、ラミナ、集成材	ナホトカ	2万m ³ 。日本向けグリーン原板5千m ³ 。FJ間柱、横はぎ材
LENALES SERVICE	アカ松製品（KD）、原板（KD）	ナホトカ	ウスチクトの材。1万2千m ³
LESINVEST	アカ松原板	ナホトカ	ブラーツク近郊の材で製材、2万5千m ³ 。SLSトレーディング経由輸出
MALKOV	アカ松製品（KD）、原板（KD）	ナホトカ	ウスチクトの材、6千m ³
MAMAEV	アカ松原板	ナホトカ	ウスチ・イリムスク近郊の材で生産。2万5千m ³ 。SLSトレーディング経由輸出。イリムパルプ系
MIKURA	アカ松原板（グリーン、KD）、製品	ナホトカ	ウスチクトの材、3万6千m ³
NIKSVIK	アカ松KD原板	ナホトカ	ウスチ・イリムスク材。6千m ³
PIC 8 9	アカ松原板（グリーン、KD）	ナホトカ	ウスチ・イリムスクの材。ブランドは「アンガラ」、6万m ³
PRISCO FOREST	アカ松KD製品	ナホトカ	1万2千m ³
REGION	アカ松原板（グリーン、KD）	ナホトカ	5万m ³
ROYAL WOOD	アカ松製品、（KDタルキ、KD造作材）	ナホトカ	イルクーツクで原板から割り返し。5万m ³ 。原板工場、F/J工場新設計画
RUSFOR	アカ松原板	ナホトカ	6千m ³
RUSLESPROM TRADING	アカ松KD製品（90%）、KD原板（10%）	ナホトカ	ウスチ・イリムスクの材。4万m ³ 。ロシア木材経由輸出
SAYANE	アカ松原板（グリーン、KD）	ナホトカ	
SHULIKA	アカ松製品	ナホトカ	ブラーツク近郊材で製品2万5千m ³ 。SLSトレーディング経由輸出
SIBECOLOGY	アカ松原板（グリーン、KD）	ナホトカ、ワニノ	総合木材加工設備有す。3万m ³
SIBEXPORTLES TAIRIKU	アカ松KD製品	ワニノ、ウラジオストック	11万m ³
SIBMIX INTERNATIONAL	アカ松製品（90%）、原板（10%）	ウラジオストック	6万m ³ 、日本5万m ³ 、1万m ³ はローカル。製品はKDタルキ
SIBLESCO	アカ松原板（KD）	ナホトカ	ブラーツク近郊。3万m ³

SLS TRADING	アカ松原板	ナホトカ	アンガラ（ブラーツク、3万m ³ ）、ママーエフ（ウスチ・イリムスク、生産量2万5千m ³ ）、シュリカ（ブラーツク、同）、レスインベスト（同）などが生産する原板の輸出窓口
SUNRAY	アカ松製材品(KD)	ナホトカ	ナホトカに2工場あり。2工場合わせ3万6千m ³ だが、現在2万4千m ³ 。丸太輸出から製品輸出に軸足を移し、今年度は完成品3万6千m ³ 、アカ松原板4万8千～7万2千m ³ の輸出を計画
SVEN TRADING	アカ松原板（グリーン、KD）	ナホトカ	7千m ³ 。ロシア木材経由輸出
TM BAIKAL	アカ松完成品（KD、グリーン）	ナホトカ	12万m ³
VSLK	アカ松KD原板	ナホトカ	ウスチ・イリムスク以北のアカ松をNOVOLESが生産。2万4千m ³ 、一部はロシア木材経由輸出
YANTALLES	アカ松原板（グリーン）	ナホトカ	2万5千m ³ 、サンチナ、トメスト、パンポートルロス経由輸出
YASEN	アカ松原板（KD）	ナホトカ	ウスチ・イリムスクの材。1万m ³
ZHADANOVSKY	アカ松原板（グリーン、KD）	ナホトカ	5万m ³

出典：木材・建材ウイクリー（2006）

6.2.4. 木材貿易

ここでは、ロシアにおける木材輸出の状況と、日本におけるロシア材輸入の状況についてのトレンドを示します。

（1）ロシアの木材輸出先

ロシア全体の木材輸出は2006年、針葉樹丸太3,632万m³、広葉樹丸太1,450万m³、針葉樹製材1,539万m³、広葉樹製材70万m³でした。輸出先をみると、針葉樹丸太は中国（52.2%）、フィンランド（14.9%）、日本（13.9%）、広葉樹丸太はフィンランド（56.8%）、中国（30.1%）、スウェーデン（10.7%）、針葉樹製材は中国（9.1%）、ウズベキスタン（7.7%）、日本（7.4%）、広葉樹製材はウズベキスタン（48.8%）、フランス（7.0%）、ドイツ（6.8%）となっています。

ロシア極東からの丸太輸出に限って見ると2005年には、中国が795万m³（56.1%）、日

本が444万³m³ (31.3%)、韓国が174万³m³ (12.3%) で、これら三カ国で99%以上を占めています。

(2) 丸太の輸出規制

しかし、中国へ膨大な木材が流出する一方、国内では違法伐採が蔓延し、加工業が未発達のまま原始的な丸太輸出に依存してしまっている状況を改善するため、2007年に入り丸太輸出への統制を強めるようになりました。ロシアの丸太輸出税は以前の6.5%という税率から2007年7月に20%、2008年4月に25%と段階的に引き上げが進んできています。2009年1月からは80%に予定されていましたが、最近の世界同時不況の影響で、ロシア材丸太の主要輸入国であるフィンランドがロシア首脳に折衝するなどの結果、引き上げが一年間延期となりました。しかし、ロシアからの丸太輸出が規制される方向は間違いないと見られています。世界の丸太輸出量の42%に相当する量を占めていたロシア丸太の世界市場での喪失は、直接的に、間接的に、国内外の木材加工業に激震を与え、大小多様ではありますが、構造変化を強めています。

(3) 主な産地の木材貿易状況

日本市場向けのロシア材の主な産地は、沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州の3地方です。

表 日本向けロシア材主要産地の3地方・州の木材貿易の概要

沿海地方	ハバロフスク地方	イルクーツク州
日本海に面した地方の南部には、シベリア鉄道の終着地であるナホトカがあり、ウラジオストクと共に海外市場への重要な木材の輸出拠点になっています。また、中国との国境にはグロデコボがあり、中国市場への重要な輸出拠点です。近年、鉄道輸送量の制約から日本海沿岸部の積出港からの輸出も増えています。	日本海に面しているワニノヤソフガワニは、木材の重要な輸出拠点にもなっていることから、同地方には木材輸出業者（シッパー）が多く存在しています。ここへは、同地方内で伐採された木材のほかにも、イルクーツク州、チタ州、アムール州などで集材された木材がバイカル・アムール鉄道で輸送されてきます。	生産された木材はシベリア鉄道やバイカル・アムール鉄道（通称バム鉄道）を利用して日本海側の輸出港まで輸送されています。ザバイカルスクは、中国側への木材輸送の基点となっており、量的にも沿海地方のグロデコボ同様、ロシアから中国への木材輸送にとって重要なポイントとなっています。

ア) 沿海地方

沿海地方では、エゾマツやトドマツなど針葉樹のほか、ナラやタモ、ニレ、シナ、などの広葉樹材が生産され、その多くが丸太のまま（2005年時点で76%）の状態中国を筆頭とする海外へ輸出されています。一部は現地の工場で一次製材されていますが、中国系

の資本によって操業され労働者も中国人の出稼ぎが多く、地元社会や森林管理への貢献度は低い状況が続いています。

主な輸送ルートは、沿海地方の西部を南北に貫くシベリア横断鉄道を用いた輸送です。伐採された木材は中北部のダリネレチェンスクおよびレソザヴォツクに集材し、鉄道に積み込まれ、同地方南部の支線経由で中国国境のグロデコボ（中国側はスイフンガ）を通り、鉄道で中国に輸出されます。また、同地方南部のナホトカ、ウラジオストク、ポシェト、スラベヤンカなどの木材積出港に鉄道輸送

表. 沿海地方の主な木材輸出港

輸出港	シェア
ナホトカ港	54%
ヴォストチヌイ港	14%
ウラジオストク港	10%
プラストウン港※	5%
ポリショイ・カメニ	4%

※プラストウンでも他所と同様、沿海地方北部のアムグ、ケマ、スヴェトラヤ、アジミなどの小規模なポイントから発送されたロットが税関申告される

され、主として日本、韓国、中国に海運で向かうルートもあります。また近年は、鉄道輸送量が限界に達しつつあったことから、伐採地からトラックで直接、スヴェトラヤ、プラストウン、オリガ、アムグ、デ・カストリ、ラザレフなどの日本海沿岸の積出港へ運び、そこから日本や中国の沿岸部に海上輸送されるルートも増えています。

主な輸出先は、その大部分が東アジア諸国です。最も多いのが中国の53%、次いで日本の30%、そして韓国が13%と、この三カ国で96%を占めています¹⁰。

イ) ハバロフスク地方

1998年から2003年の6年間で、ハバロフスク地方から輸出される丸太の輸出量は、4倍近くに膨れ上がり、1,115万m³に達しました。丸太輸出量はロシア連邦内で第一位となった一方、製材加工品の輸出は低いままで。同時期は日本市場が針葉樹構造用合板に使われるカラマツの輸入を大幅に増加し、また、中国市場のロシア材輸入が爆発的に増加した時期でもあります。

日本への主な木材輸出ルートは、バイカル・アムール鉄道沿いで集材し、鉄道により積出港（ワニノ、ソフガワニ、デ・カストリ、シジマン、ネリマ、ニコラエフスク）まで運び、そこから日本に向けて海上輸送するルートです。一方、中国へは、シベリア鉄道により沿海地方の中国国境グロデコボまで運び、そこから中国側のスイフンガへと鉄道で輸出するルートです。またこのほかに、沿海地方の港から日本や中国、韓国へと輸出するルート、アムール川沿いの港から中国へと輸出するルートも一部にあります。

¹⁰ ロシア国家統計局沿海地方支局2006

表. ハバロフスク地方からの木材輸出の主な国境通過地点

国境通過地点	シェア	発送先
海港（ワニノ、ソフガワニ、デ・カストリ、シジマン、ネリマ、ニコラエフスク）	43%	ほとんどが日本、一部が中国南部と韓国
沿海地方領内グロデコヴォースイフンガの鉄道横断ポイント	37%	中国
沿海地方の港	11%	日本、中国南部、韓国
アムール川沿い河港ポイント	7%	上流の中国領内河港へ
アムール川沿い河港ポイント	2%	下流。中国と日本の海港へ

ウ) イルクーツク州

2005年にイルクーツク州から輸出された木材製品は、丸太が600万³m³、製材は180万³m³、単板は10万³m³、化学パルプは100万トン、ボール紙が20万トンです。国外への丸太輸出量の多さは、州内の小規模な業者による中国への輸出によるものであり、丸太輸出全体の82.4%にも及びます。一方、日本への丸太輸出は、12%ほどとなっています。丸太輸出は、州内の生産量の29%を占めています。

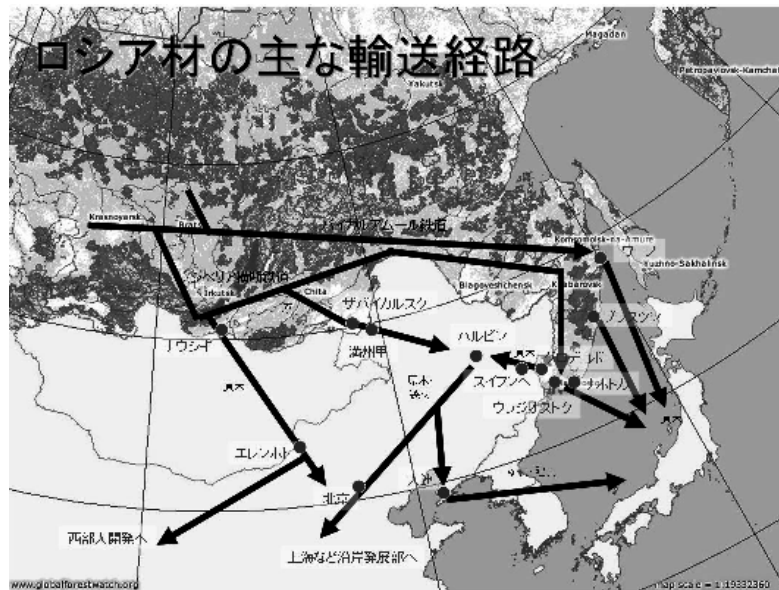
製材の輸出先としては、日本が33.6%、中国が20.5%、エジプトが14.6%、ドイツが2.2%、アイルランドが15.6%。また、化学パルプは、73%が中国、14.7%がアイルランドです¹¹。

このように現在のイルクーツク州における木材製品輸出は、未だ丸太が中心ですが、段階的に引き上げされる丸太輸出関税と州内での高度木材加工の推進の流れを受け、今後は木材加工、主に製材や合板分野の発展が見込まれています。実際に、近年の急速なロシア経済の成長に伴いモスクワなどから資本が流入、2007～2008年には欧州製の最新鋭の製材機器を導入するなどの設備投資が相次いでいます。その後2008年後半の世界的経済不況に見舞われてはいるものの、旧ソ連時代から林産業により発展した同州だけに、今後の発展は輸出における木材製品の占める割合を今以上に拡大させるでしょう。

日本への輸送ルートは、シベリア鉄道およびバイカル・アムール鉄道沿いで集材され、遠路ハバロフスク地方や沿海地方の積出港まで鉄道輸送し、そこから輸出されています。中小業者からの丸太の場合には、船を所有しているハバロフスクや沿海地方の大手輸出企業が集材と輸出窓口の機能を担っています。

また中国へはシベリア鉄道を利用し、チタ州ザバイカルスクから中国の満州里へ運ぶルート、ナウシキからモンゴルを通過して中国のエレンホトへ運ぶルート、沿海地方グロデコヴォからスイフンガへ運ぶルートがあり、この3つの鉄道輸送経路で中国への輸出の大部分を占めています。

¹¹ イルクーツク州政府2007



(4) 日本のロシア材輸入

ロシアからの木材輸入量の推移を概観します。針葉樹丸太の輸入総量はこの十年ほどはほぼ一貫して400万～600万 m^3 の範囲で推移してきましたが、その内訳は大きく変化しました。90年代中盤は、エゾマツ、アカマツ、カラマツがいずれも140～180万 m^3 程度ずつで推移していたものが、90年代末期から針葉樹構造用合板が普及するようになると、その原料としてカラマツの輸入が大きく増加、2000年には200万 m^3 に達するようになりました。その後2004年にはカラマツの輸入量は300万 m^3 を超えるまで増加し、ロシア原木輸入量の6割近くを占めるまでになりました。その一方、ロシア材製材業の低迷に伴い、製材用のエゾマツの輸入は2000年以降減少をしつづけ、2005年には60万 m^3 台と10年間で1/3程度となりました。アカマツの輸入は変動はあるものの120～160万 m^3 台の範囲で推移、北洋材製材の主要樹種としての地位を保ってきました。

ロシア産広葉樹丸太の輸入は1998年から2008年までの10年間で1/4以下にまで減少しました。この間、中国では高度経済成長期に入るとともに自国の天然林を保護する政策を導入し、ロシア材の輸入量が急増し、加工産業が急速に発展した時期でもあります。これにより、中国からの家具および木質建材の輸入が急増、とりわけロシア広葉樹を用いた中国製品が日本市場を席卷することとなりました。2005年には中国が金額ベースで最大の木材製品輸入先国となり、日本国内の広葉樹の製材や家具等の加工産業は大きく衰退することとなりました。

一方、製材品の輸入は、ロシア国内での製材加工業が少しずつ発達するのにもともない、堅実に増加をし続けてきました。90年代中盤には約40万 m^3 であったものが、10年後には約100万 m^3 にまで増加しました。これは主にイルクーツク州からのアカマツ製材品（小割、原板）の輸入拡大によるもので、ちょうど日本国内で製材されていたエゾマツ製材品を置き換えていったといえるでしょう。

表. 中国のロシア産丸太及び製材の輸入量推移

年	丸太 (千m ³)	製材 (m ³)	丸太総輸入 (千m ³)	ロシア産丸太のシェア
1998	1,591	12,518	4,823	32.99%
1999	4,304	95,253	10,135	42.47%
2000	5,930	165,446	13,611	43.57%
2001	8,765	323,168	16,863	51.98%
2002	14,806	616,420	24,333	60.85%
2003	14,367	605,225	25,456	56.44%
2004	16,961	890,225	26,244	64.63%
2005	20,044	1,121,640	29,670	67.56%
2006	21,825	1,174,000	32,152	67.88%
2007	25,395	1,585,000	37,088	68.47%
2008	18,665	1,968,000	29,569	63.12%

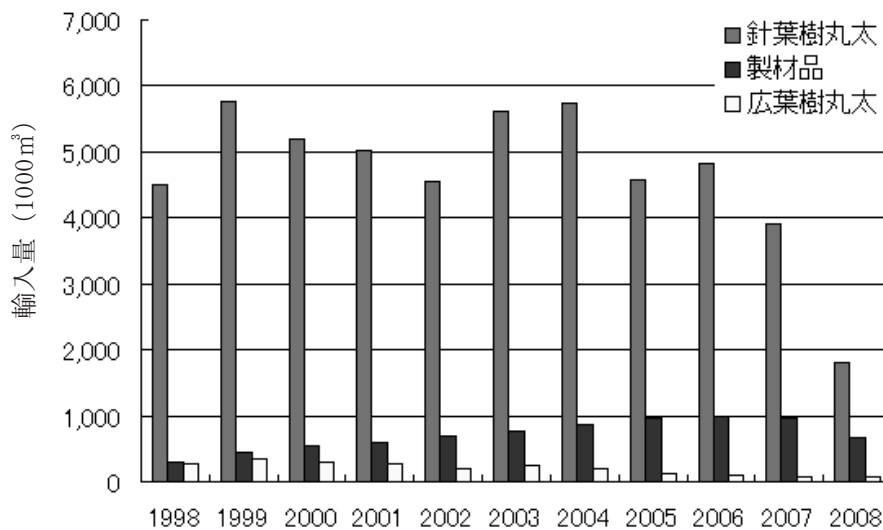


図. 日本のロシア材輸入量推移 (1998～2008年)

表. 主要な北洋材輸入商社リスト

	丸太輸入業者	製材輸入業者
1	双日	大陸貿易
2	伊藤忠商事	三井物産
3	住友林業	双日
4	住友商事	タック
5	林ベニヤ産業	豊田通商
6	丸紅	新潟材商
7	ホンダトレーディング	伊藤忠商事
8	日本製紙木材	王子木材緑化

9	ジャパンアドバン	川合木材
10	富山港北協	トライアード
11	トライアード	石甚
12	王子木材緑化	ホンダトレーディング
13	石甚	江間忠木材
14	アサノ	ユアサ商事
15	三菱商事	丸紅
16	通善商店	住友林業
17	ユアサ商事	アルファトレーディング
18	アルファトレーディング	三菱商事
19	ベクトル	国分
20	アプト・シンコー	日本製紙木材

参考：木材・建材ウイクリー

6.3. 問題編

ここでは、ロシアの森林における様々な問題の状況について概要を説明します。

(1) 森林行政の混乱

旧ソ連邦崩壊後から現在まで、ロシアでは台頭する市場経済へ対応するために幾度もの体制変換と法の改正を重ねてきました。1990年代には林政が地方主導で行われ地方レベルでの森林法なども作られました。2000年に入り大統領が交代すると、再び連邦主導の林政が開始されました。2007年からは連邦レベルでの森林法改正に伴ない、地方主導の林政が新たに始まりました。このような度重なる体制変換と森林関連法の改正は、未だ発展途上にある市場経済に対応し切れないこともあり、違法伐採や森林管理機関における汚職などを誘発するものとなってきました。

(2) 違法伐採と汚職

未成熟な市場経済を土台にした、森林行政の混乱による森林管理機能の低下は、違法伐採を誘発しました。旧ソ連邦崩壊後に職を失った森林地帯の住民、元国营伐採企業職員などは、生活保障のない状況で現金収入を確保するために、①盗伐や②違法流通などに従事するようになりました。

このような状況を背景に、森林管理機関などの政府機関と違法伐採・流通に携わる者との間に汚職関係（アンフォーマルな経済行為）が発達しました。汚職は、伐採権の譲渡、から輸出まであらゆる段階に係る各担当局への賄賂というかたちを取ります。不正な競売による伐採リースの獲得、ポストと呼ばれるチェックポイントにおける違法材流通、トゥピックと呼ばれる鉄道沿いの私有貯木場での違法就労と過剰運送見過しなどです。

近年では、この違法伐採・流通の過程に木材需要の高まる中国からのバイヤーが深く関係することが多くなり、現金による即買いが東シベリア以東の各地で見られました。このような中

国人ビジネスの浸透は、2000年以降のロシア木材貿易を特徴づけるものであり、③隣国の需要拡大と結びついた違法調達、加えて木材加工を隠れ蓑とした違法流通が拡大しました。

この他、森林に最も深刻な被害をもたらしたのは、体制側である、④営林署による保育伐（衛生伐）という名目での、違法伐採権発行と木材調達があります。これは高級樹種（ナラ、タモ、ベニマツ）の多い沿海地方で特に顕著です。

体制側の森林管理機能の低さは、⑤大規模な伐採業者による過剰な伐採や規則違反を取り締まることを不可能としています。連邦森林局による衛星モニタリングも広がりつつありますが、適用範囲や取り締まるための法の整備などで問題は残されたままです。

上記の①～⑤までの違法伐採のタイプは、以下のように、「黒い」犯罪的伐採から「白い」合法的伐採までのスペクトル形式を用いて表すことができます。

- ア). 完全に「黒い」犯罪的伐採（法的意味において違法な違法伐採）。すなわち、そもそも伐採許可を取得していない伐採、該当地区における伐採許可を得ていない伐採。
- イ). 「黒に近い灰色の」伐採。真の意味での犯罪的伐採ではないが、重大な法律違反があるもの。例えば、営林署が管轄外の区画の割当てを行なった場合、伐採用地の規模を著しく不当に小さく報告する場合、伐採用地内で大規模な越境伐採が行なわれた場合、権利譲渡を根拠に伐採が行なわれた場合（伐採許可証の発行を受けた者ではない人物による伐採）、健康な森林が衛生伐の指定を受けた場合等。
- ウ). 「灰色の」伐採。伐採用地内で大規模な過伐が行なわれた場合、小規模な越境伐採があった場合、（択伐時の）伐採対象木選択規定違反・木材搬出規定違反・伐倒規定違反があった場合等。
- エ). 「白に近い灰色の」伐採。伐採用地内に樹幹上部・基部が放置された場合、伐採用地の清掃・森林再生準備作業が行なわれない場合、運搬具乗り入れ用路の敷設時に作業規定違反があった場合、作業時に労働法・税法違反があった場合等。
- オ). 「白い」伐採。いかなる違反も犯さなかった伐採。

これまでの調査では、以下のことが判明しています。

- ・伐採段階において完全に「黒い」伐採は、遂行可能な違法行為の一形態にすぎない。
- ・木材部門における現状は、完全に「白い」伐採は実際には不可能。

ロシアからの木材調達の際には、以上のような状況を考慮する必要があると言えます。

（3）森林火災と森林劣化

森林火災は、ロシアでは深刻な問題として認識されており、森林劣化の主な要因となっています。火災対策は連邦森林局が行っており、具体的な対応は森林局下の航空森林保護部により担われています。森林局の情報では、1994～2006年の間に発生した森林火災は、面積としては、53万6,800～426万8,800ha、件数としては、19,249～43,418件の幅で推移しています¹²。焼失面積からみれば、大規模な火災が発生しているのは、豊富な森林資

¹² 連邦航空森林保護部（2007）

源を有し、集中的な伐採も行われている東シベリアおよびそれ以東の極東地域です。

表 森林火災により消失した面積

機関名	火災によって焼失した森林フォンドの用地内 および用地外の森林区域、ha				
	林地	林地のうち森林植物に覆われ、 火事によって消失した土地別			非林地
		低木	高木	地下の植生	
ロシア連邦森林局全体	1,273,096.6	1,189,258.6	68,288	11,62.5	685,427.5
シベリア地域合計	699,727.8	648,327.4	49,456.9	265.5	78,525.9
イルクーツク州	111,948.1	104,749.9	7,198.2		2,203.3
極東地域合計	455,328.8	435,523.2	8,123	0.4	587,462.1
沿海地方	10,556.6	9,290.6	1,266		124.4
ハバロフスク地方	62,365.3	51,873.8	1,97.5	0.4	26,175.2
アムール州	326,859.6	321,762.6	5,097		539,617.5

出所：ロシア連邦森林局（2006年11月時点）

森林火災の原因のうち最も多いのは、一般市民によるもので、ロシアの森林火災発生要因の約70%を占めています。またその他の人為的な要因を加えると、全体の84%以上が何らかの人間活動の結果としての火災とされています。焼失面積でみた場合、落雷などの自然的なものである火災の方が、被害が大きいとされますが、森林へのアクセスの容易さが森林火災に対する人間活動の関与を拡大させ、火災発生件数を増加させており、これは違法伐採の発生条件とも重なる部分が多いと言えます。つまり、森林火災が発生しやすい場所と違法伐採が発生しやすい場所は重なる傾向があり、その両方が森林劣化の要因となっていると言えます。

（4）先住民と森林開発

ロシアには、北方先住少数民族とよばれる人たちが居住しています。彼らは、旧ソ連邦時代には国営企業の職員として労働し、国民としての権利を保障されていましたが、旧ソ連邦崩壊後には、森林地帯の奥地に仕事もないまま取り残されるケースが非常に多く確認されています。

彼らは、旧ソ連邦体制化で毛皮の調達が主な業務であったゴスプロムホズ（国営狩猟組合）の従業員であり、狩猟対象である動物種が生息する広大な森林地帯は、狩猟地としてほぼ手付かずのままに残されてきました。この豊かな森林が現在、森林開発の対象とされています。

我が国が木材を購入する地域のうち、先住民との問題が発生しているのは、沿海地方

北部に位置するウデヘ人の居住地、およびイルクーツク州中部のエベンキ人居住地です。前者は、ナラ、タモ、イチイ、チョウセンゴヨウなどの高級樹種とエゾマツ、カラマツなどが豊富な森林であるため、地方政府を中心に開発意欲が高まっています。後者は、日本向けアカマツの産地であり、既に以前から伐採が行われているために、地域住民からは、森林保水力低下による洪水などの被害が報告されています。伐採による永久凍土の融解も指摘される地域でもあります。両地域とも林政が地方主体へと移行した現在、開発インパクトが高まると予想されており、両民族共に伝統的自然利用テリトリー（TTP）という保護区カテゴリーにより自らが居住する森林地帯が守られるために尽力しているところです。2009年2月には沿海地方政府の森林開発計画の一環として、このような地域での伐採が競売（オークション）にかけられ、各方面からの批判が相次ぎました。木材購入の際には、これらの地域に対する注意が不可欠となるでしょう。



写真：先住民族ウデヘ

（5）絶滅危惧種と森林開発

日本が木材を購入する地域のうち、沿海地方での森林開発には絶滅が危惧される野生動物の問題が関係します。固有種であるアムールトラやアムールヒョウは、森林開発に際した林道建設と同時に飛躍的に増大する密猟の影響も重なって、現在、IUCNのみならず、法的効力を持つ沿海地方レッドデータリストにおいても絶滅危惧種に指定されています。現存する個体数はそれぞれ約500頭、30頭とされています。主要構成樹種のチョウセンゴヨウやナラが選択集中的に伐採され、植生が変化することで、それらの実を餌としている小動物が減少することも、これら大型哺乳類が減少する要因のひとつとなっています。

上述した2009年2月の地方政府による伐採地の競売では、このアムールトラが生息する中心的な地域が対象となりました。木材として販売価値の高い大径木が植生する場所は、生態系が豊かな地域と重なっているのです。

この他連邦政府レベルでの東シベリア - 太平洋パイプライン計画でも、これらの絶滅危惧種の生息する森林地帯を分断する開発計画が出されています。パイプラインの敷設は、合法的にこの地域の広葉樹林を切り開く理由となり、この木材も合法的に市場へ出荷される可能性があります。これらの可能性に留意し、野生生物への悪影響の少ない木材を購入することが大切です。



写真：アムールトラ

6.4. 対策編

上述した現状と問題を踏まえ、現時点でロシアから合法木材を調達するために適切と思われる方法を優先されるものから順に以下に示します。

(1) 森林認証材を買う

体制側による木材の合法性確保が行われていない現在、個々の企業努力により達成された森林管理、木材流通における合法性証明が最も有効であると言えるでしょう。これを評価するひとつの指標としては、FSC森林認証が挙げられます。現在のロシアでは、PEFCなど他の森林認証は、効果的に機能しているとは言えません。

近年イルクーツク州では、予想以上にFSC認証面積が拡大し、日本への木材供給を十分に保障し得る木材量をもっています。また、沿海地方でも認証取得の気運が少しずつ高まりつつあり、2008年末には新たに1社がFM/CoC認証を取得しています。

このような森林認証をもつ業者は、社内での証明書類の保管能力も非常に優れており、出所の不明な木材はありません。これに対し現場では、日本の買い手からは合法性証明木材への要求は皆無に等しいという声が聞かれます。買い手から合法木材への要求がないために、一度取得した森林認証の継続を保留しようとする現地業者もいるほどです。合法木材調達において最も確実性の高い森林認証の有無を先ずは考慮するのが適切です。

(2) 認証材が買えない場合

現時点では、森林認証が合法性証明木材を購入するための最も有効なツールですが、必

ずしも認証保有業者と取引できるとは限りません。その際には、中規模以上の業者に顕著である書類保管能力の高さに留意し、木材の遡及性を確保することが必要になるでしょう。この書類保管能力を評価するための指標としては、以下があります。

- ア) 伐採リース契約書あるいは木材売買契約書の有無（伐採リース地の位置、面積、期限、樹種などが確認できる）
- イ) 伐採申請書の有無（伐採地、伐採量、樹種などの情報）
- ウ) 木材加工規格適合の有無
- エ) 税関手続き書類の有無

上記に加え、以下の取り組みを採用している業者は、より経営の質が高く、木材の遡及性も高いと言えます。

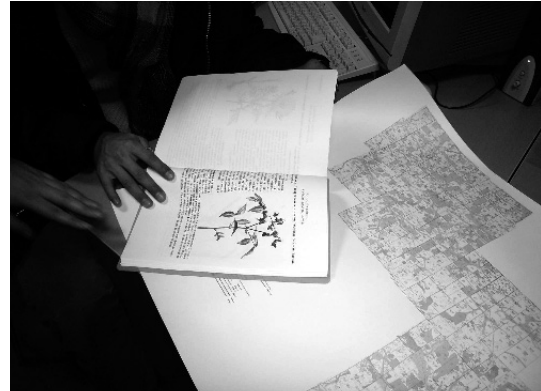
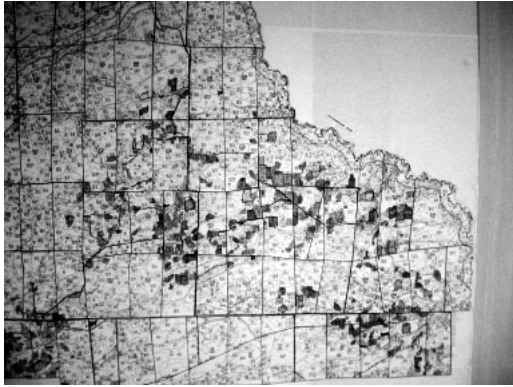
- ・ GFTN (Global Forest Trade Network) のメンバーとなり、将来的な森林認証取得を考慮している。
- ・ イルクーツク州において税関バーコードを利用している。
- ・ 自社伐採リース内で保護価値の高い森林マップを作成している。

(3) ダリエクスポートレス (DEL) の団体認定を利用する

ダリエクスポートレス (DEL) は、ハバロフスク地方を中心とした、極東の大手林産・輸出業者30数社による木材輸出者協会です。樹種としては、合板用に加工されるカラマツとの関連が深いです。同協会は、2006年の日本のグリーン購入法改正を受け、これに対応するべくメンバー企業を認定する団体認定を実施しており、アンケートや立ち入り調査を行っています。その時点でチェックされた項目は、法人としての資格、伐採施業に関連した書類の有無など企業活動の合法性に焦点が置かれたものでしたが、その後の日本側からの働きかけや、ロシア国内の森林専門家からの意見を反映し、団体認定の内容を充実させ、メンバー企業間でのFSC森林認証の取得を推進するという意向も出てきました。

同協会に所属している各業者が大手であることを考慮すれば、非常に高い書類管理能力を持っていることとなります。上記(2)の、ア) からエ) の情報を販売元へ確認することで、現在の団体認定を合法性証明木材を調達するツールとして利用することができます。

これらの指標を参考にしながら、買い手側としては、「サプライチェーンの短縮と透明化」「できるだけリースを持っているところから買う」、「先住民居住区や絶滅危惧種の生息地に配慮する」ことに努め、現地および仲介商社に対する合法材への要求を強めることで合法性の証明された木材の購入を期待したいところです。

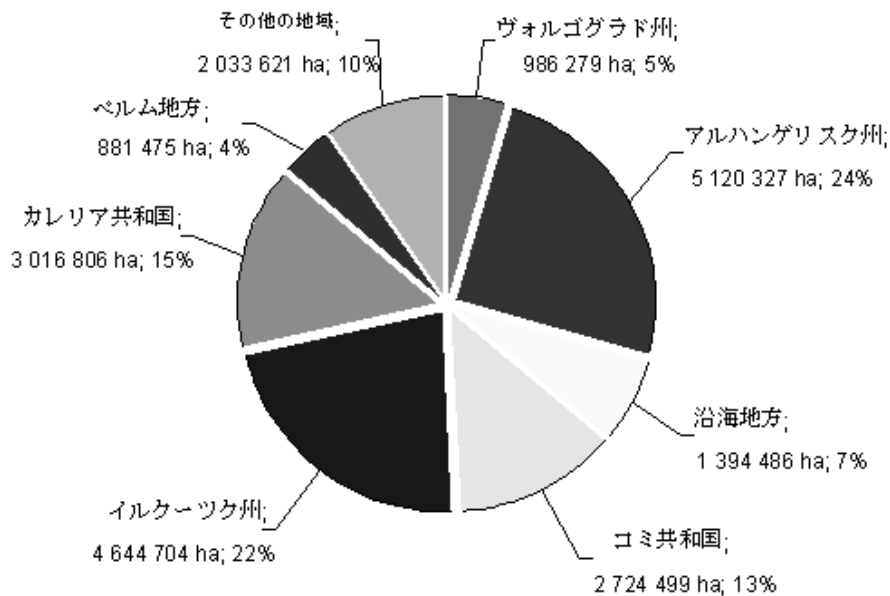


写真：（左）伐採リース内での保護価値の高い森林分布
（右）リース期限別の色分けなどがされている

6.5. 合法性・持続可能性証明木材供給企業リスト

日本が木材を購入する主な地域である沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州のうち、ハバロフスク地方には未だFSC森林認証を受けた業者はいません。最も認証面積が拡大しているのは、アカマツ、カラマツの産地であるイルクーツク州で、次の沿海地方はエゾ・トド、カラマツ、広葉樹などの産地です。

図.ロシア各地方における FSC 認証の割合



下記の表からも明らかなように、認証材への要求が高いヨーロッパ地域への木材供給を行うロシアの各地の方が、認証面積が遥かに大きいのが現状です。

表. ヨーロッパとアジア市場別のFSC認証面積
ヨーロッパ地域へのサプライヤー

地方・州名	認証林面積, ha
ボルゴグラド州	986, 279
アルハンゲリスク州	5, 120, 327
アルタイ地方	49, 400
キーロフ州	406, 985
プスコフ州	161, 693. 8
コミ共和国	2, 724, 499
カレリア共和国	3, 016, 806. 8
レニングラード州	542, 081. 8
ノブゴロド州	161, 693. 8
ペルム地方	881, 475. 3
コストロマ州	233, 123
	14, 284, 364. 5

アジア地域へのサプライヤー

地方・州名	認証林面積, ha
沿海地方	1, 394, 486
イルクーツク州	4, 644, 704
クラスノヤルスク地方	478, 644
	6, 039, 190

ア) FSC認証取得企業

現時点で合法性・持続可能性の担保された木材を供給できる業者として、伐採リースを持ち、FSC森林認証を取得している業者を記します。

会社名	所在地	認証番号および有効期間	認証面積 (ha)	認証機関
Badinskiy KLPKh	イルクーツク州 ブラーツク	EP-FM/COC- 643013, 2007-2012	125,336	Europartner
Baikal * アンケートNo2 (シベリア) を参照。	イルクーツク州 ブラーツク	EP/FM/COC- 643011, 2007-2012	79,909	Europartner
Delta-Plyus * アンケートNo8(シベリア)を参照。	イルクーツク州 ブラーツク	EP-FM/COC- 643021, 2008-2013	36,060	Smartwood
IlimSibLes	イルクーツク州 ウスティリムスク	GFA-FM/COC- 1192, 2005-2010	1,589,944	GFA Consulting Group
Kachugskiy proizvodstvenny kompleks C & M Group * アンケートNo1(シベリア)を参照。	イルクーツク州 カチュ	GFA-FM/COC- 001264, 2006-2011	100,039	GFA Consulting Group
KATA * アンケートNo3(シベリア)を参照。	イルクーツク州 ウスティリムスク	EP-FM/COC- 643021, 2007-2012	287,426	Europartner
Lesprom-Invest * アンケートNo6(シベリア)を参照。	イルクーツク州 ブラーツク	EP-FM/COC- 643023, 2008-2013	41,179	Europartner
ResursLesTrans * アンケートNo7(シベリア)を参照。	イルクーツク州 ブラーツク	EP-FM/COC- 643022, 2008-2013	25,395	Europartner
Sibexportles Group	イルクーツク州 イルクーツク	EP-FM/COC- 643012, 2007-2012	1,059,057	Europartner
ULIL	イルクーツク州 ブラーツク	GFA-FM/COC- 1219, 2006-2011	1,055,759	GFA Consulting Group
Terneyles * アンケートNo12(極東)を参照。	沿海地方	SGS-FM/COC- 1925, 2004-2009	1,394,488	SGS Qualifor

*調査後に確認された認証取得業者（極東、シベリア）

会社名	所在地	認証番号および有効期間	認証面積 (ha)	認証機関
Sibexportles group limited (OC)	イルクーツク州 ノバイギルマ	SW-FM/COC-003972 2009-2012	1,059,057	Smartwood
Primorskiy GOK OAO * アンケートNo4(極東)を参照。	沿海地方 クラスノアルメイスキー	SW-FM/COC-003755 2008-2013	49,018	Smartwood

*この他、2008年12月以降にCoC取得業者も5社増えています。

イ) 認証取得プロセス中の企業

イルクーツク州において伐採リースを持ち、現在FSC認証取得プロセス中の業者を示します。

1. Lesprom, FM, 40 000 ha
2. IVLPS-Nebelskiy LPH, FM およびCOC, 100 000 ha
3. Oktiabrskiy LZC, FM およびCOC, 40 000 ha
4. Bratsk LDC, FM およびCOC, 100 000 ha
5. Kunerminskiy LTH, FM およびCOC, 50 000 ha

ウ) 認証取得を準備中の企業

イルクーツク州において2009年～2010年のあいだのFSC認証取得を目指している業者を記します。

*名称、認証の種類（FM＝森林管理、CoC＝流通管理、CW＝コントロールウッド）、認証予定面積の順になっています。

1. Trans-Siberian Timber company (TSLC), FM およびCOC, 800 000 ha以上
2. Angarskiy Les, FM およびCOC, 80 000 ha
3. Siberian pine, FM certification, 30 000 ha以下
4. Jixin (中国系企業), FM およびCOC, 50 000 ha
5. Exportles, FM およびCOC, 80 000 ha *アンケートNo4(シベリア)を参照。
6. Holtz-Export, FM およびCOC, 60 000 ha *アンケートNo5(シベリア)を参照。
7. New-Len-Oil, group certification, 3 companies, FM およびCOC, 90 000 ha
*アンケートNo10(シベリア)を参照。
8. Sib-Ecology, COC and CW certification *アンケートNo9(シベリア)を参照。

9. TM-Baikal, COC and CW certification

10. Les Export, FMおよびCoC *アンケートNo2(極東)を参照。

森林認証の状況、各地域において認証材供給可能な業者に関しては、以下機関に照会することが可能です。

【FSC認証のお問い合わせは以下まで】

機関名：「Forest Certification」

住所：bld. 15A, Pionerskaya str., Bratsk city, Irkutsk region, Russia, zip code 665708

tel/fax: +7-(3953)-45-12-78

mobile: +7 902-579-6062

e-mail: certification@fcert.ru

HP: <http://www.fcert.ru>

コンタクト：トウルシェフスキー・パベル・ウラジミロヴィチ (Trushevskiy Pavel Vladimirovich)

注記：代表のトウルシェフスキー氏は、州内の大手製紙会社であるイルム・パルプ社での勤務経験を活かし、認証コンサルティング会社「シベリア・コンサルト」代表時には、州内3つの業者のFSC森林認証取得をサポートした。現在の「Forest Certification (森林認証)」社は、FSC認証機関として、イルクーツク州における認証の普及に貢献している。

機関名：「WWFロシア・アムール支部」

住所：18a, Verkhneportovaya St., Vladivostok, 690003, Russia

tel: +7-(4232) 41-48-68

fax: +7-(4232) 41-48-63

e-mail: DSmirnov@wwfrfe.ru

HP: www.wwf.ru

コンタクト：スミルノフ・デニス・ユリエヴィチ (Smirnov Denis Yulyevich)

注記：アムール支部の森林プログラム代表のスミルノフ氏は、FSCの極東ワーキンググループの代表でもあり、GFTNのメンバーとして、極東の林産業者の格付けも行っている。国際会議やGFTNのイベントへ出席のために来日することも多い。極東に特有の森林および林産業の事情に通じている。

エ) VLTP取得企業

VLTP (Validation of Legal Timber Program) は、FSC森林認証機関であるSGS社がつくった合法木材を認証するシステムです。現在、ハバロフスク地方では、2009年2月時点で、3社がVLO (原産地の合法性証明)、VLC (法律の遵守証明) を有しており、1社

がCoC認証を持っています。同地方におけるVLO、VLC認証は、2006年末までの間に5社が認定されましたが、このうち2社は2008年の初めに認定停止処分を受けており、その後2009年までの間に認定された業者はいませんが今後の需要者側からの要求次第では、認定企業が拡大する可能性も大きいと言えるでしょう。

この認証システムによる合法性の証明は、2007年2月に全木連主催の国際セミナー（違法伐採対策推進国際セミナー2007in東京）でも報告されており、林野庁ガイドラインに基づく合法性証明として認められています。

表. ハバロフスク地方のVLTP認証 (VLO) 取得企業¹³

SGS VLTP - Legal Production / 1 st stage / Validation of Legal Origin (VLO)						
SGS VLTP (VLO) Statements - issued and currently valid						
Statement no.	Valid from: (first issued)	Valid until:	Issued to: (Company Name)	(Company Address)	(Company's contact details)	Scope of Statement:
SGS-VLTP/VLO-0001	01 June 2008	01 June 2009	Grodnoamgunsky LPH. Ltd.	1, Tugurskiy etc. Berezoiviy village. Solnechniy region, Khabarovskiy krai, 682738, Russia	t. +7(4212) 232866 f. +7(4212) 232866 e-mail: Yarovenko@bm.kh.ru	Two forest concessions located in the Solnechniy and P. Osipenko regions of Khabarovskiy krai, of the Russian Federation (total area: 297.992 ha; annual allowable cut: 258.000 m ³)
SGS-VLTP/VLO-0002	11 September 2006	10 September 2009	Tis, Ltd.	1, Klubnaya, Dormidontovka village, Vyazemskiy region, Khabarovskiy krai, Russia	t. +7(42153) 45191 f. +7(42153) 45143	Forest concession located in the Vyazemskiy region (total area: 8.135 ha; annual allowable cut: 8.000 m ³), and timber processing site located in the Dormidontovka village, Vyazemskiy region, Khabarovskiy krai, Russia
VLTP/VLO-0003	SUSPENDED since 20 February 2008		Suluk, Ltd	4-2, Molodezhnaya, Suluk village, Verhnebureinskii region, Khabarovskiy krai, 682088, Russia	t. +7(42149) 34-464 f. +7(42149) 34-448 e-mail: suluk-t@suluk.ru	Three forest concessions located in the Verhnebureinskii and Khabarovskiy regions of Khabarovskiy krai, of the Russian Federation (total area: 115.522 ha; annual allowable cut: 143.000 m ³).
VLTP/VLO-0004	SUSPENDED since 01 January 2008		Badgalsky LPH-2 JSC	8, Taczhnaya, Suluk village, Verhnebureinskii region, Khabarovskiy krai, 682088, Russia	t. +7(42149) 34-840 f. +7(42149) 34-555 e-mail: BL7HZ@mail.ru	Two forest concessions located in the Verhnebureinskii and Khabarovskiy regions of Khabarovskiy krai, of the Russian Federation (total area: 190.892 ha; annual allowable cut: 114.000 m ³)
VLTP/VLO-0005	10 November 2006	09 November 2009	National community Chuin Ltd.	Z-b, Celinaya, str., Khabarovsk, Khabarovskiy krai, 680032, Russia	t. +7(4212) 590858 f. +7(4212) 590861 e-mail: chuin@mail.khl.ru	Four forest concessions located in the Lazo and Khabarovskiy regions (total area: 227.797 ha; annual allowable cut: 104.000 m ³), three timber processing sites located in the city of Khabarovsk and Sidima village, Khabarovskiy krai, city of Birobidgan, Jewish Autonomous oblast, lumber production site located in the city of Khabarovsk, Khabarovskiy krai, Russia

¹³ 出所：SGSロシア

表. ハバロフスク地方のVLTP認証 (CoC) 取得企業¹⁴

SGS VLTP – Legality-Verified (LV) Timber Chain-of-custody (CoC)						
SGS VLTP - CoC Statements - issued and currently valid						
Statement no.	Valid from: (first issued)	Valid until:	Issued to: (Company Name)	(Company Address)	(Company's contact details)	Scope of Statement:
VLTP-CoC-0001	21.01.2008	20.01.2010	Smena Trading Ltd.	28, Kalinina str., Khabarovsk, 680000, Russia	t. +7 (4212) 212 131 f. +7(4212) 420510 e-mail: mail@smena.khv.ru	Purchase, storage and sale of 'legality-verified' round logs and sawn timber from the following sites: Q&Q Department "Vanino" (located in the seaport of Vanino city, Khabarovskii krai) Q&Q Department "Vladivostok" (located in the seaport of Vladivostok city, Primorskii krai) Q&Q Department "Nikolaevsk on Amur" (located in the river port of Nikolaevsk on Amur city Khabarovskii krai)

イルクーツク州では、イノベーション・サービスセンターが、SGS社と協力の下、2007年末からVLTP認証の普及に努めていますが、未だ認証された業者はいません。

【VLTP認証のお問い合わせは以下まで】

機関名：「SGS Vostok Limited」

住所：of. 45, 14, Kalinina Str., Khabarovsk, 680000, Russia

tel: +7 (4212) 41-32-29

fax:+7 (4212) 41-32-29

mobile: +7 914 541 13 77

e-mail: Andrey.Zakharenkov@sgs.com

HP: www.forestry.sgs.com

コンタクト：ザハレンコフ・アンドレイ・セルゲエヴィチ (Захаренков Андрей Сергеевич)

注記：ハバロフスク市にある国際的な認証機関のロシア極東支部。代表のザハレンコフ氏は、ハバロフスク地方政府とも交流が深く、全国木材組合連合会が開催した国際セミナーへ参加するなど、来日経験も豊富である。使用言語は、英語かロシア語。

機関名：「Inovation service center」*イルクーツク州のVLTP普及代理

tel: +7 (3952) 40-51-46

fax:+7 (3952) 40-51-00

mobile: +7 (914) 880-0040

e-mail: tpwood@rambler.ru

HP: <http://www.innovativesiberia.com/>

コンタクト：コロリョフ・パベル・ウラジミロヴィチ (Королев Павел Владимирович)

注記：代表のコロリョフ氏は、イルクーツク工科大学の教授でもある。州政府と林産業者・輸出者連合の支援で作られた同センターは、中国やヨーロッパの買い手からコンタクトを受けてコンサルティング業務を行っている。使用言語は、ロシア語。

¹⁴ 出所：SGSロシア

林野庁補助事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業
ロシアイルクーツク州における現地調査報告書

2009年（平成21年）3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226

URL：<http://www.zenmoku.jp>